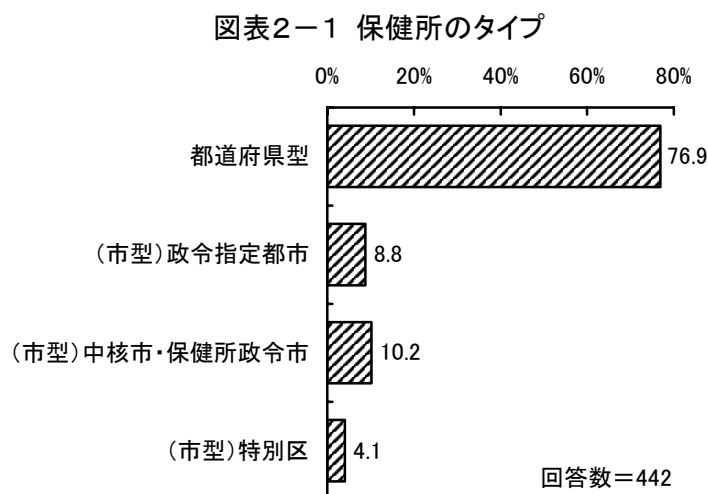


2. 保健所機能アンケート調査（全保健所）

（1）保健所のタイプ（問1）



回答した 442 か所のうち都道府県型 340 か所、政令指定都市 39 か所、中核市 37 か所、保健所政令市 8 か所、特別区 18 か所で、県型が 77%、市型があわせて 23% であった。

なお、中核市と保健所政令市はまとめて分類した。

（2）二次医療圏内の保健所数（問2）

二次医療圏内の保健所が県型保健所のみのところは 290 か所（67%）でうち 170 か所は 1 圏域に 1 県型保健所となっていた。圏域に市型の保健所のみと回答した所は特別区などで 53 か所（12%）であった。圏域内に県型と市型が混在しているという回答が 92 か所（21%）であった。（有効回答数 435 か所）

今後、県型・市型の混在した医療圏の医療計画策定・推進について検討が必要である。

(3) 管轄市町村数(問3)

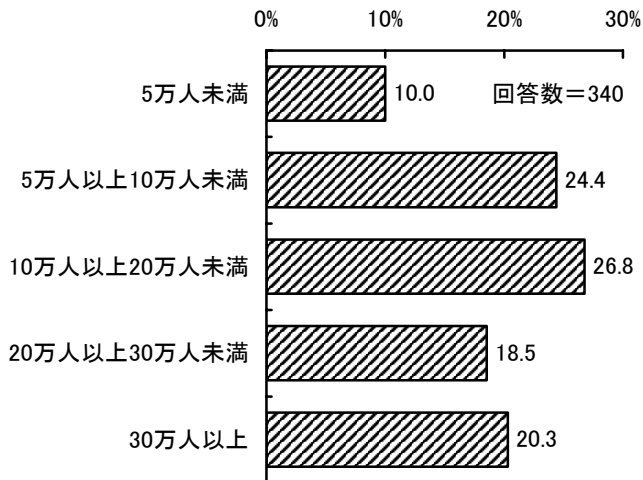
図表2－2 管轄市町村数(県型のみ)

管轄市町村数	保健所数
1 市町村	28
2 市町村	64
3 市町村	61
4 市町村	47
5 市町村	39
6 市町村	26
7 市町村	20
8 市町村	23
9 市町村	12
10 市町村以上	20
全 体	340

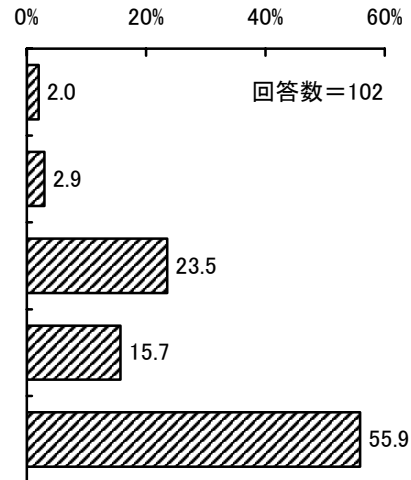
県型保健所 340 か所の中で管轄市町村が 1 か所は 28 か所（8％）であった。2～4 市町村が 172 か所と 5 割を占めていた。10 市町村以上は 20 か所（6％）で最大数は 19 市町村であった（平均 4.6 市町村）。

(4)管内人口(問4)

図表2-3 管内人口(県型)



図表2-4 管内人口(市型)



図表2-5 管内人口(保健所のタイプ別)

		合 計	5 万 人 未 満	5 万 人 以 上 10 万 人 未 満	10 万 人 以 上 20 万 人 未 満	20 万 人 以 上 30 万 人 未 満	30 万 人 以 上	平均 (万人)
全 体		442 100.0	36 8.1	86 19.5	115 26.0	79 17.9	126 28.5	24.9
保健所のタイプ	都道府県型	340 100.0	34 10.0	83 24.4	91 26.8	63 18.5	69 20.3	20.0
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	0 0.0	3 7.7	19 48.7	7 17.9	10 25.6	43.2
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	1 2.2	0 0.0	2 4.4	4 8.9	38 84.4	41.2
	(市型) 特別区	18 100.0	1 5.6	0 0.0	3 16.7	5 27.8	9 50.0	36.4

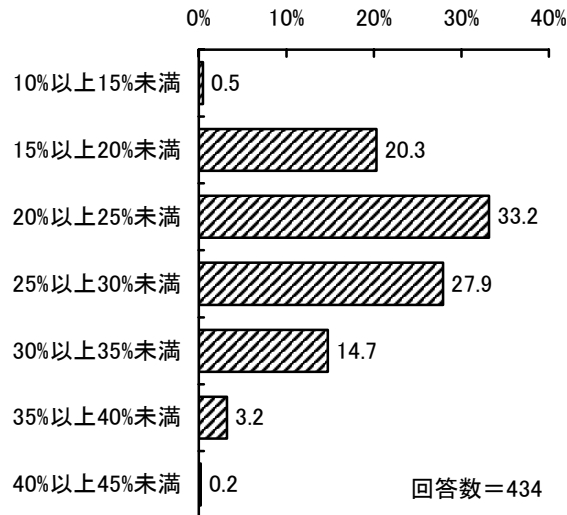
※上段=回答数、下段=%

5万人未満が8%で、ほとんどが都道府県型であった。

30万人以上は29%であったが、都道府県型では20%、指定都市で26%なのに対し、中核市・保健所政令市で85%、特別区で50%となっていた。最も多い人口は266万人であった。

(5) 高齢化率(問5)

図表2-6 高齢化率



図表2-7 高齢化率(保健所のタイプ別)

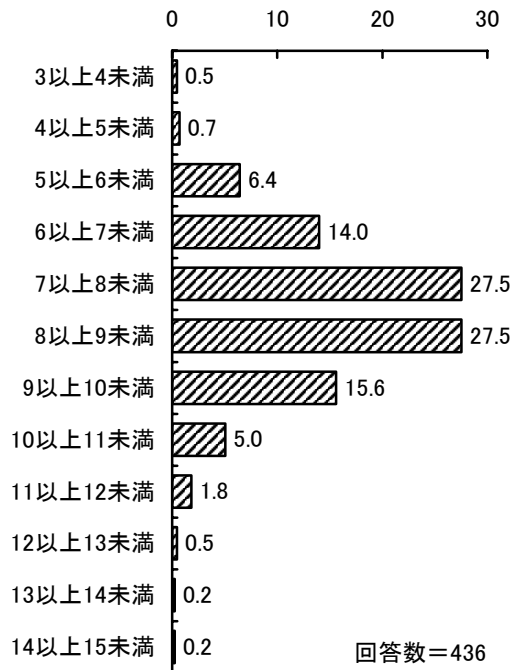
		合 計	10 % 以上 15 % 未満	15 % 以上 20 % 未満	20 % 以上 25 % 未満	25 % 以上 30 % 未満	30 % 以上 35 % 未満	35 % 以上 40 % 未満	40 % 以上 45 % 未満	平均 (%)
全 体		434 100.0	2 0.5	88 20.3	144 33.2	121 27.9	64 14.7	14 3.2	1 0.2	24.9
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	334 100.0	0 0.0	49 14.7	90 26.9	117 35.0	63 18.9	14 4.2	1 0.3	26.0
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	2 5.1	16 41.0	21 53.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20.3
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	0 0.0	13 29.5	26 59.1	4 9.1	1 2.3	0 0.0	0 0.0	22.0
	(市型)特別区	17 100.0	0 0.0	10 58.8	7 41.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20.3

※上段=回答数、下段=%

高齢化が20%以上が8割となっている。市型保健所の方が高齢化率は低い傾向があるが、中核市・政令市では20%以上が7割となっている。

(6)管内出生数(問6)

図表2-8 管内出生率(人口千対)



出生率のピークは人口千対7.0以上9未満であった。

指定都市、中核市・政令市では8.0以上10未満にピークがあった。

図表2-9 管内出生率(保健所のタイプ別)

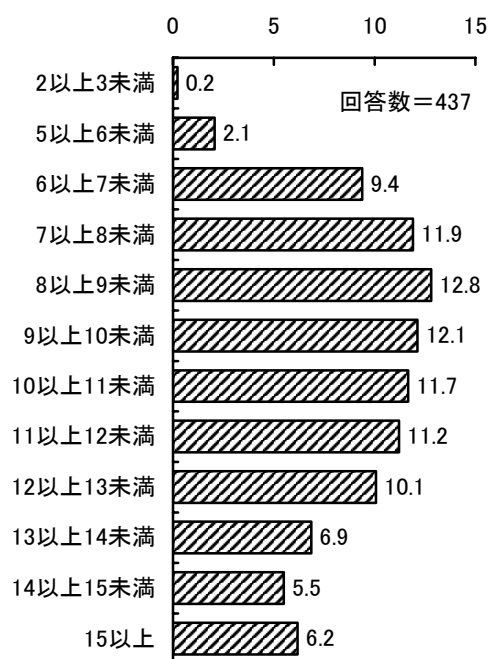
		合計	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上 11未満
全 体		436 100.0	2 0.5	3 0.7	28 6.4	61 14.0	120 27.5	120 27.5	68 15.6	22 5.0
保健所の タイプ	都道府県型	336 100.0	2 0.6	3 0.9	27 8.0	54 16.1	95 28.3	90 26.8	43 12.8	15 4.5
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 7.9	7 18.4	11 28.9	11 28.9	3 7.9
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	0 0.0	0 0.0	1 2.3	2 4.5	10 22.7	13 29.5	13 29.5	4 9.1
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 11.1	8 44.4	6 33.3	1 5.6	0 0.0

		合計	11以上 12未満	12以上 13未満	13以上 14未満	14以上 15未満
全 体		436 100.0	8 1.8	2 0.5	1 0.2	1 0.2
保健所の タイプ	都道府県型	336 100.0	4 1.2	2 0.6	0 0.0	1 0.3
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	3 7.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	0 0.0	0 0.0	1 2.3	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

(7)管内死亡数(問7)

図表2-10 管内死亡率(人口千対)



粗死亡率は5割以上が人口千対10を上回っていた。

図表2-11 管内死亡率(保健所のタイプ別)

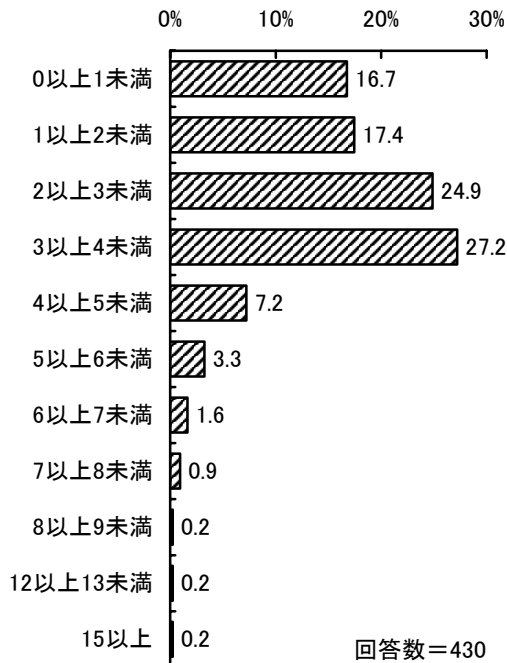
		合計	2以上 3未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上 11未満	11以上 12未満
全 体		437 100.0	1 0.2	9 2.1	41 9.4	52 11.9	56 12.8	53 12.1	51 11.7	49 11.2
保健所のタイプ	都道府県型	337 100.0	1 0.3	5 1.5	23 6.8	32 9.5	29 8.6	34 10.1	47 13.9	44 13.1
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	0 0.0	3 7.9	8 21.1	4 10.5	13 34.2	8 21.1	1 2.6	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	0 0.0	1 2.3	7 15.9	8 18.2	11 25.0	8 18.2	2 4.5	4 9.1
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	0 0.0	3 16.7	8 44.4	3 16.7	3 16.7	1 5.6	0 0.0

		合計	12以上 13未満	13以上 14未満	14以上 15未満	15以上
全 体		437 100.0	44 10.1	30 6.9	24 5.5	27 6.2
保健所のタイプ	都道府県型	337 100.0	43 12.8	29 8.6	23 6.8	27 8.0
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	1 2.3	1 2.3	1 2.3	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=％

(8)管内乳児死亡数(問8)

図表2-12 管内乳児死亡率(出生千対)



乳児死亡率(出生千対)が3を超えたところが4割あった。、乳児死亡の実数が3人以下のところが5割近くあった。

図表2-13 管内乳児死亡率(保健所のタイプ別)

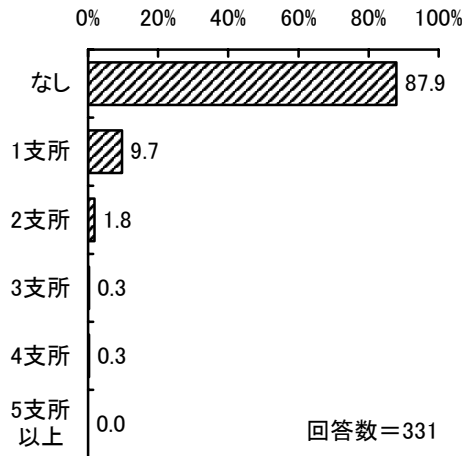
		合計	0 以上 1 未満	1 以上 2 未満	2 以上 3 未満	3 以上 4 未満	4 以上 5 未満	5 以上 6 未満	6 以上 7 未満	7 以上 8 未満
全 体		430 100.0	72 16.7	75 17.4	107 24.9	117 27.2	31 7.2	14 3.3	7 1.6	4 0.9
保健所のタイプ	都道府県型	331 100.0	64 19.0	60 17.9	74 22.0	85 25.3	25 7.4	12 3.6	4 1.2	4 1.2
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	4 10.5	5 13.2	10 26.3	13 34.2	3 7.9	2 5.3	1 2.6	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	2 4.5	9 20.5	15 34.1	13 29.5	3 6.8	0 0.0	1 2.3	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	2 11.1	1 5.6	8 44.4	6 33.3	0 0.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0

		合計	8 以上 9 未満	12 以上 13 未満	15 以上
全 体		430 100.0	1 0.2	1 0.2	1 0.2
保健所のタイプ	都道府県型	331 100.0	1 0.3	1 0.3	1 0.3
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

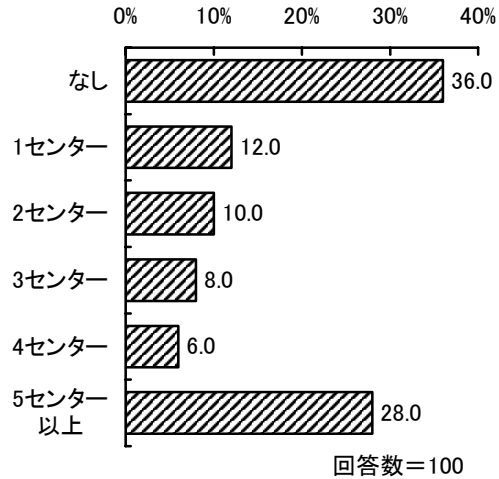
※上段=回答数、下段=%

(9) 地域保健法上の支所・保健センター数(問9)

図表2-14 支所数(県型)



図表2-15 保健センター数(市型)

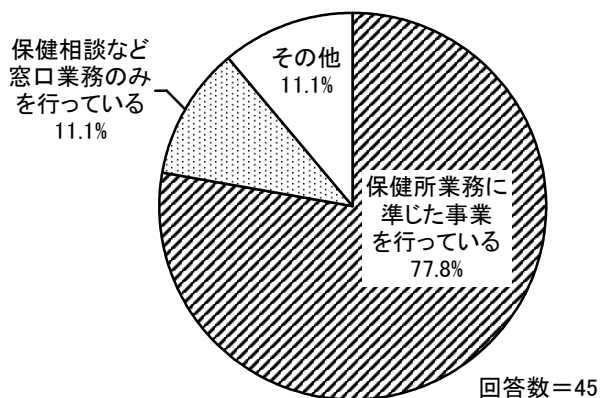


およそ1割の保健所が支所を有していた(延60か所)。都道府県型保健所がほとんどで、政令市型では4保健所(延8か所)だった。

保健センターは指定都市で33%、中核市・政令市で84%、特別区で72%設置されていた。

(10) 支所の機能(問10)

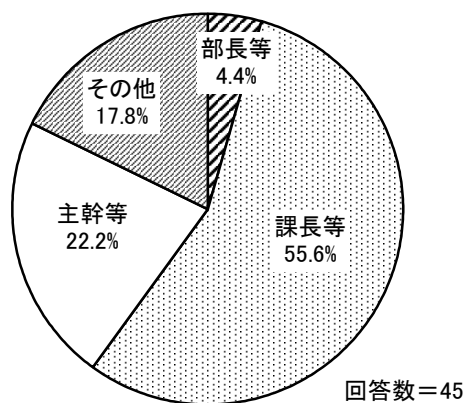
図表2-16 支所の機能



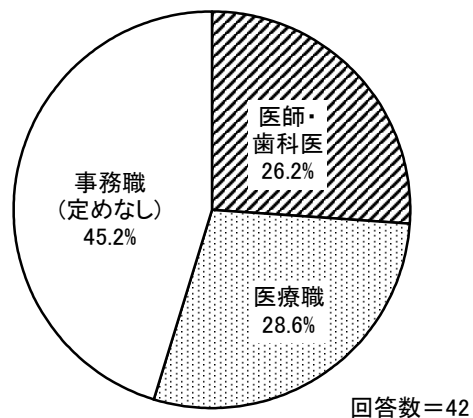
ほとんどの支所では保健所業務に準じた業務を行っていた。「その他」の内訳は業務によって事業と窓口業務を使い分けているというものが多かった。

(11) 支所長の職位と職種(問11)

図表2-17 支所長の職位



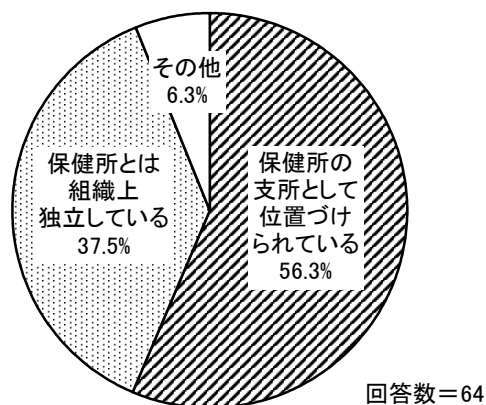
図表2-18 支所長の職種



支所長は課長級が半数以上で、職種は医師または歯科医師が26%、保健師、薬剤師などの医療職29%、その他は事務職または特に定めがなかった。

(12) 保健所と保健センターの関係(問12)

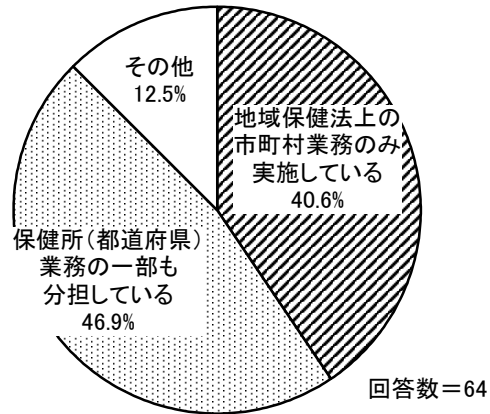
図表2-19 保健所とセンターの関係



保健センターは保健所の支所として位置づけられているものが6割弱で、保健所とは組織上独立している場合を上回っている。

(13)保健センターの業務(問13)

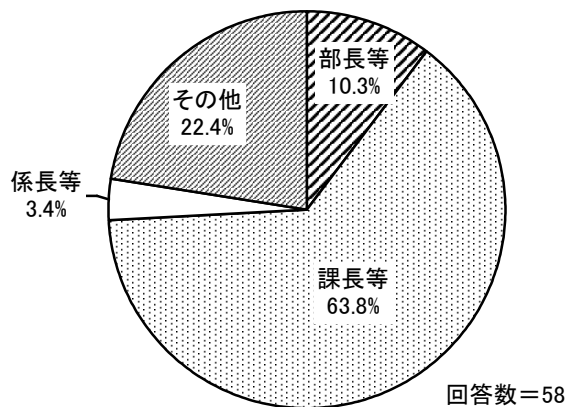
図表2-20 保健センターの業務



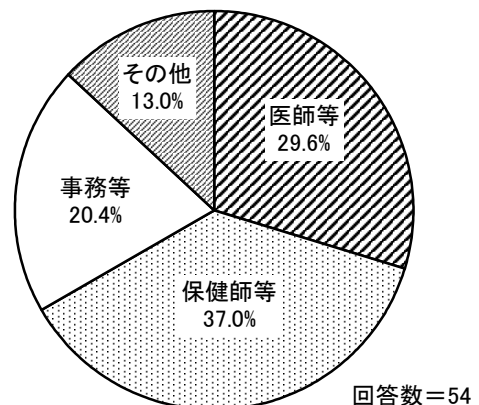
保健所業務の一部を実施しているものが5割弱で、4割の保健センターは市町村業務のみを実施していた。

(14)保健センター長の職位と職種(問14)

図表2-21 保健センター長の職位



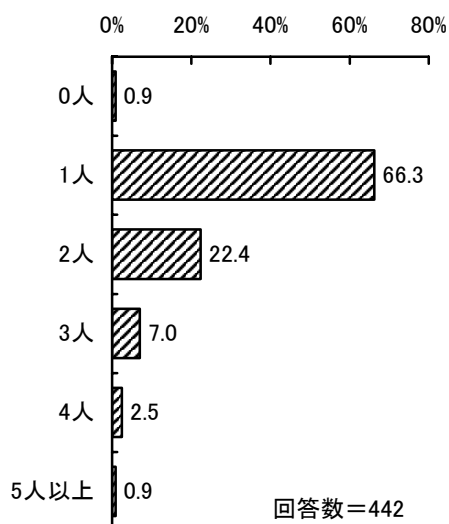
図表2-22 保健センター長の職種



保健センター長は課長職が多く、職種は医師等が30%、保健師等は37%であった。

(15)保健所における職種別正職員数(問15)

図表2-23 医師(正職員数)



医師1人体制が66%であった。特に県型保健所では78%が1人体制であった。(0人となっているのは他保健所の医師が兼務の場合であるが、実際は兼務保健所が約40か所ある。)

図表2-24 医師(正職員数)

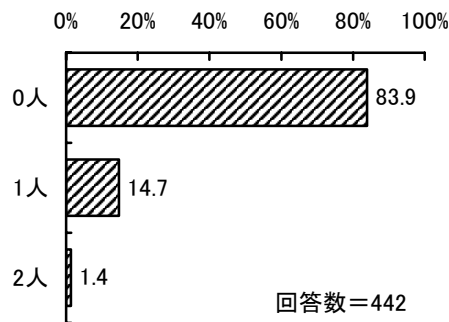
		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	4	0.9	3	0.9	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	1人	293	66.3	264	77.6	12	30.8	17	37.8	0	0.0
	2人	99	22.4	57	16.8	19	48.7	19	42.2	4	22.2
	3人	31	7.0	13	3.8	1	2.6	7	15.6	10	55.6
	4人	11	2.5	3	0.9	3	7.7	2	4.4	3	16.7
	5人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	0	0.0	1	5.6
	8人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	11人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	433	98.2	334	98.2	37	97.4	45	100.0	17	94.4
	1人	6	1.4	5	1.5	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	4人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	441	100.0	340	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健センター	0 人	419	94.8	339	99.7	34	87.2	38	84.4	8	44.4
	1 人	7	1.6	1	0.3	0	0.0	3	6.7	3	16.7
	2 人	5	1.1	0	0.0	1	2.6	1	2.2	3	16.7
	3 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	4 人	4	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	22.2
	5 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	7 人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	9 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	10 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	20 人以上 25 未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-25 歯科医師(正職員数)

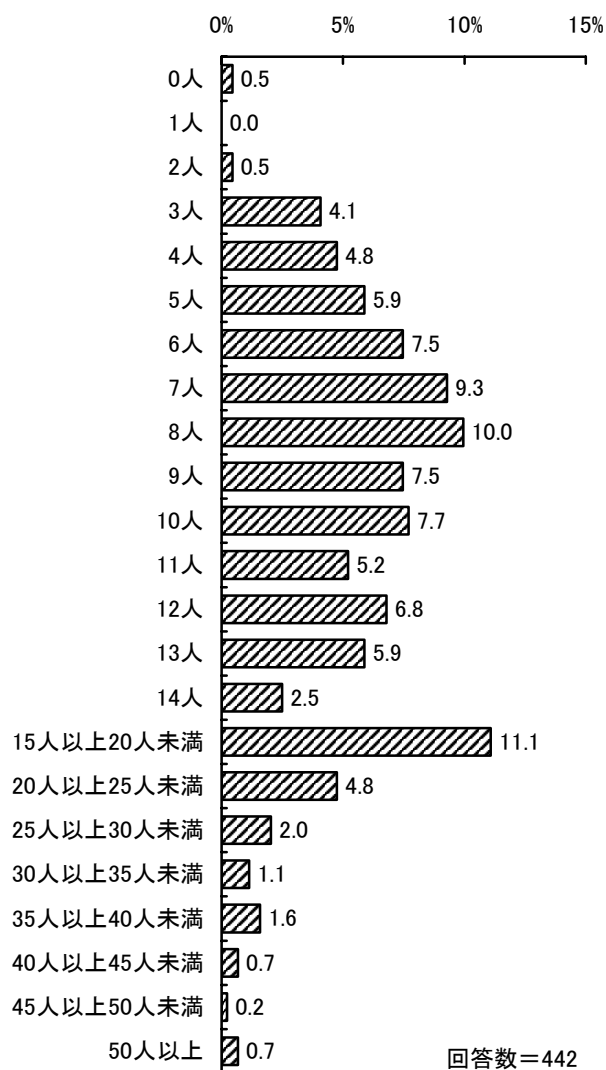


歯科医師が1人以上いるのは16%、歯科衛生士は38%であった。

図表2-26 歯科医師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	371	83.9	298	87.6	26	66.7	33	73.3	14	77.8
	1 人	65	14.7	41	12.1	10	25.6	11	24.4	3	16.7
	2 人	6	1.4	1	0.3	3	7.7	1	2.2	1	5.6
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	440	99.5	338	99.4	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	1 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	439	99.3	340	100.0	38	97.4	43	95.6	18	100.0
	1 人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	2 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-27 保健師(正職員数)



保健師は10人未満が半数であったが中核市・保健所政令市は30人以上が36%となっていた。

図表2-28 保健師(正職員数)

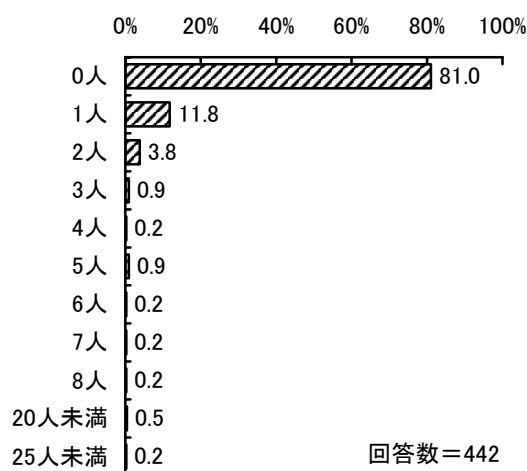
		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	2	0.5	1	0.3	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	2 人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	3 人	18	4.1	17	5.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	4 人	21	4.8	18	5.3	0	0.0	1	2.2	2	11.1
	5 人	26	5.9	24	7.1	1	2.6	0	0.0	1	5.6
	6 人	33	7.5	31	9.1	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	7 人	41	9.3	40	11.8	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	8 人	44	10.0	37	10.9	2	5.1	2	4.4	3	16.7
	9 人	33	7.5	32	9.4	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	10 人	34	7.7	26	7.6	3	7.7	2	4.4	3	16.7
	11 人	23	5.2	18	5.3	2	5.1	3	6.7	0	0.0
	12 人	30	6.8	26	7.6	4	10.3	0	0.0	0	0.0
	13 人	26	5.9	20	5.9	2	5.1	3	6.7	1	5.6
	14 人	11	2.5	8	2.4	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	49	11.1	25	7.4	12	30.8	8	17.8	4	22.2
	20 人以上 25 人未満	21	4.8	12	3.5	5	12.8	3	6.7	1	5.6
	25 人以上 30 人未満	9	2.0	2	0.6	5	12.8	1	2.2	1	5.6
	30 人以上 35 人未満	5	1.1	1	0.3	0	0.0	4	8.9	0	0.0
	35 人以上 40 人未満	7	1.6	1	0.3	0	0.0	6	13.3	0	0.0
	40 人以上 45 人未満	3	0.7	0	0.0	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	45 人以上 50 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	50 人以上	3	0.7	0	0.0	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	401	91.3	305	90.0	36	94.7	44	97.8	16	94.1
	1 人	7	1.6	7	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 人	6	1.4	5	1.5	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	3 人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5 人	3	0.7	2	0.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	6 人	3	0.7	2	0.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	8 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	9 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	10 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50 人以上	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.9
	有効回答数	439	100.0	339	100.0	38	100.0	45	100.0	17	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健 セン ター	0 人	381	86.4	335	98.8	28	71.8	13	28.9	5	27.8
	4 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	6 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	7 人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	0	0.0	1	5.6
	8 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	9 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	10 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	11 人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	12 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	20 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	25 人未満	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	30 人未満	9	2.0	1	0.3	0	0.0	6	13.3	2	11.1
	35 人未満	4	0.9	0	0.0	0	0.0	2	4.4	2	11.1
	40 人未満	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	45 人未満	6	1.4	1	0.3	0	0.0	4	8.9	1	5.6
	50 人未満	5	1.1	0	0.0	1	2.6	4	8.9	0	0.0
	50 人以上	20	4.5	1	0.3	9	23.1	6	13.3	4	22.2
有効回答数		441	100.0	339	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

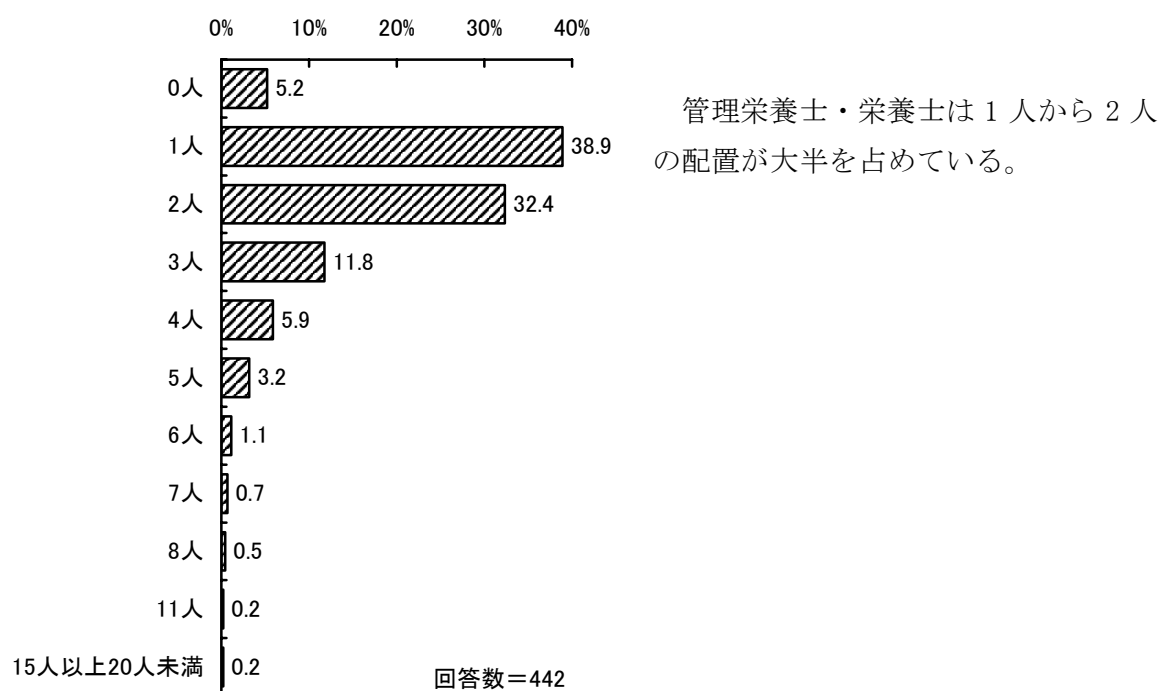
図表2-29 看護師・助産師(正職員数)



図表2-30 看護師・助産師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	358	81.0	312	91.8	11	28.2	19	42.2	16	88.9
	1 人	52	11.8	19	5.6	21	53.8	12	26.7	0	0.0
	2 人	17	3.8	3	0.9	4	10.3	9	20.0	1	5.6
	3 人	4	0.9	0	0.0	2	5.1	2	4.4	0	0.0
	4 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	5 人	4	0.9	2	0.6	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	6 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	7 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	8 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	20 人未満	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	25 人未満	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	420	95.2	337	99.1	31	81.6	34	75.6	18	100.0
	1 人	5	1.1	1	0.3	0	0.0	4	8.9	0	0.0
	2 人	4	0.9	0	0.0	2	5.3	2	4.4	0	0.0
	3 人	4	0.9	0	0.0	1	2.6	3	6.7	0	0.0
	4 人	2	0.5	1	0.3	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	8 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	9 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	12 人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	35 人以上 40 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	441	100.0	340	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-31 管理栄養士・栄養士(正職員数)



図表2-32 管理栄養士・栄養士(正職員数)

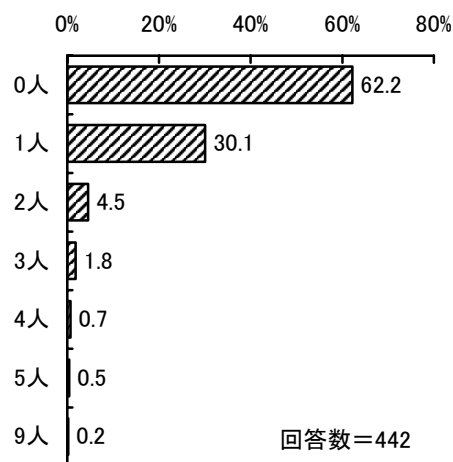
		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	23	5.2	17	5.0	3	7.7	2	4.4	1	5.6
	1人	172	38.9	161	47.4	5	12.8	3	6.7	3	16.7
	2人	143	32.4	105	30.9	23	59.0	10	22.2	5	27.8
	3人	52	11.8	37	10.9	3	7.7	6	13.3	6	33.3
	4人	26	5.9	14	4.1	2	5.1	9	20.0	1	5.6
	5人	14	3.2	5	1.5	1	2.6	8	17.8	0	0.0
	6人	5	1.1	1	0.3	0	0.0	3	6.7	1	5.6
	7人	3	0.7	0	0.0	0	0.0	2	4.4	1	5.6
	8人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	11人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	15人以上20人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	431	97.7	331	97.4	38	100.0	45	100.0	17	94.4
	1人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	8人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	441	100.0	340	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健 セン ター	0 人	394	89.1	336	98.8	30	76.9	22	48.9	6	33.3
	1 人	6	1.4	0	0.0	2	5.1	2	4.4	2	11.1
	2 人	10	2.3	2	0.6	1	2.6	5	11.1	2	11.1
	3 人	8	1.8	0	0.0	1	2.6	5	11.1	2	11.1
	4 人	4	0.9	0	0.0	0	0.0	3	6.7	1	5.6
	5 人	5	1.1	0	0.0	0	0.0	3	6.7	2	11.1
	6 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	7 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	8 人	3	0.7	0	0.0	0	0.0	1	2.2	2	11.1
	9 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	10 人	4	0.9	1	0.3	1	2.6	1	2.2	1	5.6
	11 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	12 人	2	0.5	1	0.3	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	35 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

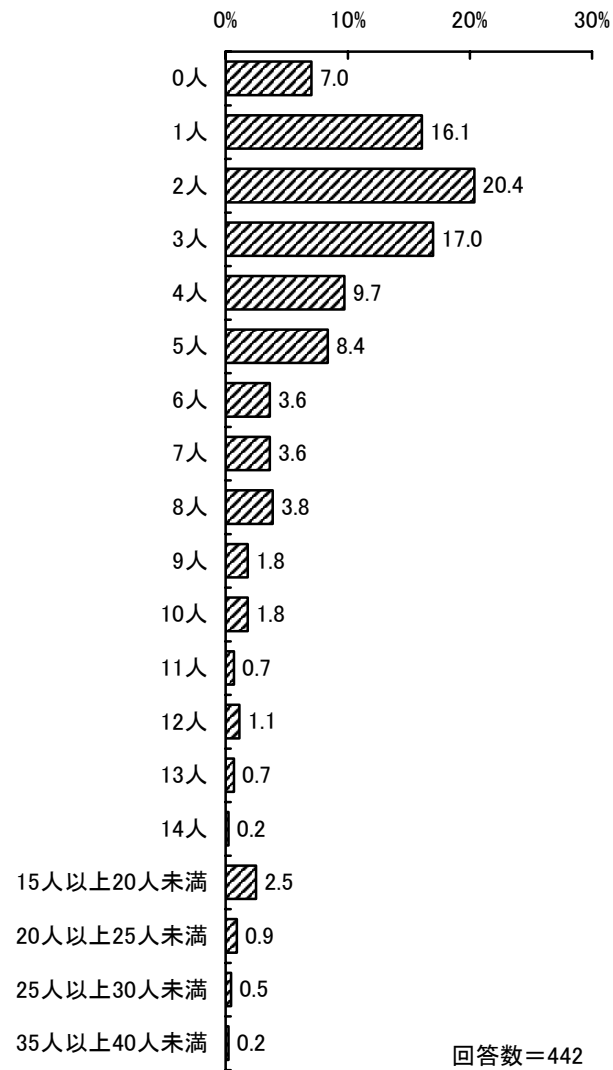
図表2-33 歯科衛生士(正職員数)



図表2-34 歯科衛生士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	275	62.2	243	71.5	11	28.2	15	33.3	6	33.3
	1人	133	30.1	88	25.9	22	56.4	18	40.0	5	27.8
	2人	20	4.5	8	2.4	2	5.1	7	15.6	3	16.7
	3人	8	1.8	1	0.3	1	2.6	3	6.7	3	16.7
	4人	3	0.7	0	0.0	2	5.1	0	0.0	1	5.6
	5人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	9人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	440	99.5	339	99.7	39	100.0	45	100.0	17	94.4
	1人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0人	410	92.8	339	99.7	31	79.5	32	71.1	8	44.4
	1人	9	2.0	1	0.3	2	5.1	6	13.3	0	0.0
	2人	7	1.6	0	0.0	1	2.6	2	4.4	4	22.2
	3人	6	1.4	0	0.0	1	2.6	2	4.4	3	16.7
	4人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	5人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	6人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	7人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	8人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	9人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	10人	2	0.5	0	0.0	2	5.1	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

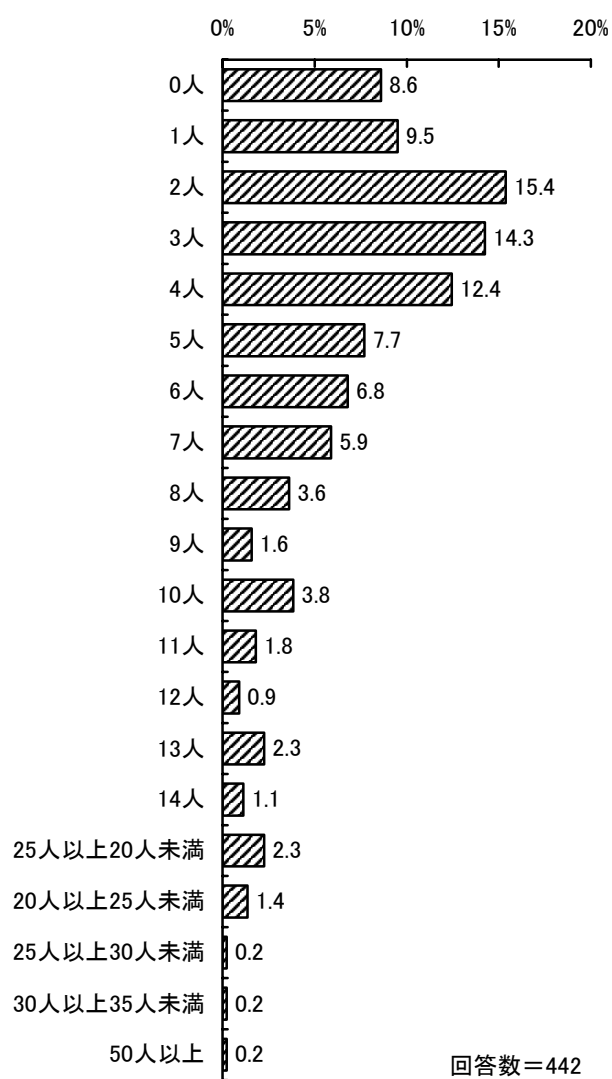
図表2-35 獣医師(正職員数)



図表2-36 獣医師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	31	7.0	7	2.1	8	20.5	1	2.2	15	83.3
	1 人	71	16.1	63	18.5	6	15.4	1	2.2	1	5.6
	2 人	90	20.4	77	22.6	9	23.1	3	6.7	1	5.6
	3 人	75	17.0	68	20.0	4	10.3	3	6.7	0	0.0
	4 人	43	9.7	38	11.2	0	0.0	4	8.9	1	5.6
	5 人	37	8.4	35	10.3	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	6 人	16	3.6	13	3.8	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	7 人	16	3.6	14	4.1	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	8 人	17	3.8	10	2.9	2	5.1	5	11.1	0	0.0
	9 人	8	1.8	3	0.9	1	2.6	4	8.9	0	0.0
	10 人	8	1.8	4	1.2	1	2.6	3	6.7	0	0.0
	11 人	3	0.7	1	0.3	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	12 人	5	1.1	2	0.6	2	5.1	1	2.2	0	0.0
	13 人	3	0.7	2	0.6	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	14 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	11	2.5	1	0.3	2	5.1	8	17.8	0	0.0
	20 人以上 25 人未満	4	0.9	1	0.3	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	2	0.5	0	0.0	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	35 人以上 40 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	410	93.0	309	91.2	38	97.4	45	100.0	18	100.0
	1 人	17	3.9	17	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3 人	4	0.9	4	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	5 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	8 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	441	100.0	339	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	440	99.5	340	100.0	38	97.4	44	97.8	18	100.0
	1 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	6 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

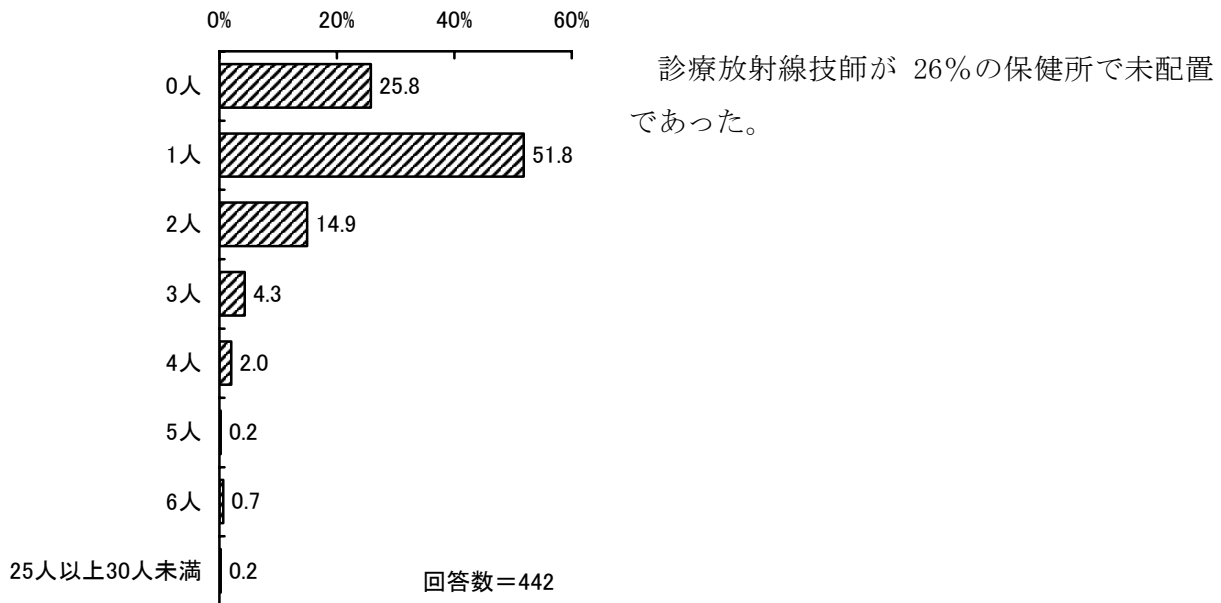
図表2－37 薬剤師(正職員数)



図表2-38 薬剤師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	38	8.6	11	3.2	10	25.6	3	6.7	14	77.8
	1 人	42	9.5	39	11.5	3	7.7	0	0.0	0	0.0
	2 人	68	15.4	65	19.1	3	7.7	0	0.0	0	0.0
	3 人	63	14.3	59	17.4	1	2.6	3	6.7	0	0.0
	4 人	55	12.4	49	14.4	2	5.1	4	8.9	0	0.0
	5 人	34	7.7	25	7.4	3	7.7	5	11.1	1	5.6
	6 人	30	6.8	26	7.6	2	5.1	1	2.2	1	5.6
	7 人	26	5.9	23	6.8	2	5.1	1	2.2	0	0.0
	8 人	16	3.6	10	2.9	1	2.6	5	11.1	0	0.0
	9 人	7	1.6	3	0.9	3	7.7	1	2.2	0	0.0
	10 人	17	3.8	12	3.5	1	2.6	4	8.9	0	0.0
	11 人	8	1.8	3	0.9	1	2.6	3	6.7	1	5.6
	12 人	4	0.9	1	0.3	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	13 人	10	2.3	6	1.8	1	2.6	3	6.7	0	0.0
	14 人	5	1.1	2	0.6	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	25 人以上 20 人未満	10	2.3	3	0.9	2	5.1	4	8.9	1	5.6
	20 人以上 25 人未満	6	1.4	2	0.6	2	5.1	2	4.4	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	30 人以上 35 人未満	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50 人以上	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	417	94.3	318	93.5	37	94.9	44	97.8	18	100.0
	1 人	8	1.8	7	2.1	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	2 人	10	2.3	10	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	5 人	3	0.7	2	0.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	7 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	8 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	438	99.1	340	100.0	36	92.3	44	97.8	18	100.0
	1 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	2 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	3 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

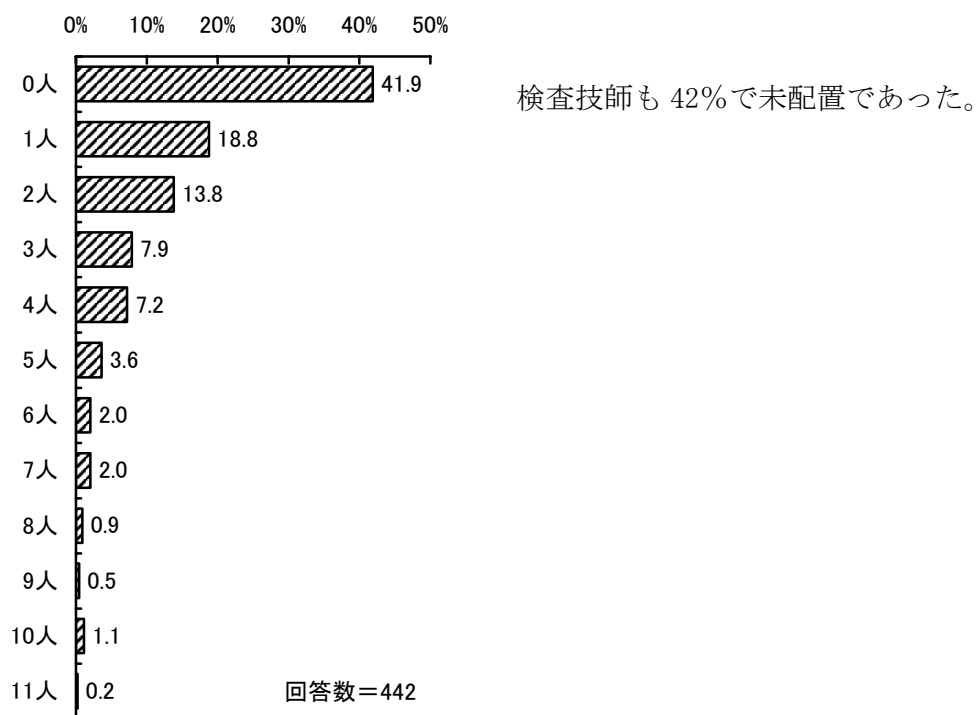
図表2－39 診療放射線技師(正職員数)



図表2－40 診療放射線技師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	114	25.8	89	26.2	9	23.1	14	31.1	2	11.1
	1人	229	51.8	184	54.1	23	59.0	16	35.6	6	33.3
	2人	66	14.9	54	15.9	3	7.7	7	15.6	2	11.1
	3人	19	4.3	9	2.6	2	5.1	4	8.9	4	22.2
	4人	9	2.0	3	0.9	0	0.0	3	6.7	3	16.7
	5人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	6人	3	0.7	0	0.0	1	2.6	1	2.2	1	5.6
	25人以上30	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	435	98.4	334	98.2	39	100.0	45	100.0	17	94.4
	1人	4	0.9	4	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	4人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0人	431	97.5	340	100.0	38	97.4	40	88.9	13	72.2
	1人	3	0.7	0	0.0	0	0.0	1	2.2	2	11.1
	2人	4	0.9	0	0.0	0	0.0	2	4.4	2	11.1
	3人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	5人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	10人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-41 臨床【衛生】検査技師(正職員数)



図表2-42 臨床【衛生】検査技師(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	185	41.9	160	47.1	14	35.9	7	15.6	4	22.2
	1 人	83	18.8	63	18.5	12	30.8	7	15.6	1	5.6
	2 人	61	13.8	41	12.1	9	23.1	11	24.4	0	0.0
	3 人	35	7.9	22	6.5	1	2.6	8	17.8	4	22.2
	4 人	32	7.2	23	6.8	2	5.1	6	13.3	1	5.6
	5 人	16	3.6	10	2.9	0	0.0	5	11.1	1	5.6
	6 人	9	2.0	8	2.4	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	7 人	9	2.0	8	2.4	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	8 人	4	0.9	2	0.6	1	2.6	0	0.0	1	5.6
	9 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	11.1
	10 人	5	1.1	2	0.6	0	0.0	0	0.0	3	16.7
	11 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有効回答数		442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	437	98.9	336	98.8	39	100.0	45	100.0	17	94.4
	1 人	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健センター	0人	438	99.1	340	100.0	39	100.0	44	97.8	15	83.3
	1人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	3人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	4人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	8人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-43 理学療法士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	409	92.5	321	94.4	37	94.9	34	75.6	17	94.4
	1人	27	6.1	18	5.3	1	2.6	7	15.6	1	5.6
	2人	4	0.9	1	0.3	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	3人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	5人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	441	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	17	100.0
	有効回答数	441	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	17	100.0
保健センター	0人	435	98.4	340	100.0	38	97.4	41	91.1	16	88.9
	1人	5	1.1	0	0.0	0	0.0	4	8.9	1	5.6
	4人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	6人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-44 作業療法士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0人	418	94.6	321	94.4	38	97.4	41	91.1	18	100.0
	1人	22	5.0	18	5.3	1	2.6	3	6.7	0	0.0
	2人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0人	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0人	440	99.5	340	100.0	38	97.4	44	97.8	18	100.0
	2人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-45 精神保健福祉士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	337	76.2	263	77.4	30	76.9	27	60.0	17	94.4
	1 人	47	10.6	34	10.0	5	12.8	7	15.6	1	5.6
	2 人	32	7.2	27	7.9	3	7.7	2	4.4	0	0.0
	3 人	9	2.0	6	1.8	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	4 人	10	2.3	5	1.5	0	0.0	5	11.1	0	0.0
	5 人	5	1.1	5	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	10 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	441	99.8	339	99.7	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	1 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	438	99.1	339	99.7	38	97.4	43	95.6	18	100.0
	1 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	8 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-46 社会福祉士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	405	91.6	313	92.1	33	84.6	41	91.1	18	100.0
	1 人	18	4.1	14	4.1	2	5.1	2	4.4	0	0.0
	2 人	7	1.6	6	1.8	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	3 人	6	1.4	4	1.2	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	4 人	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7 人	2	0.5	0	0.0	2	5.1	0	0.0	0	0.0
	12 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	438	99.1	339	99.7	38	97.4	44	97.8	17	94.4
	1 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	2 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	4 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	5 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-47 臨床心理士(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	429	97.1	331	97.4	38	97.4	42	93.3	18	100.0
	1 人	7	1.6	5	1.5	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	2 人	6	1.4	4	1.2	1	2.6	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
保健センター	0 人	440	99.5	340	100.0	39	100.0	44	97.8	17	94.4
	1 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	2 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2-48 事務職員(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	0 人	25	5.7	16	4.7	6	15.4	2	4.4	1	5.6
	1 人	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 人	9	2.0	9	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3 人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	14	3.2	13	3.8	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	5 人	24	5.4	19	5.6	4	10.3	1	2.2	0	0.0
	6 人	11	2.5	10	2.9	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	7 人	17	3.8	16	4.7	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	8 人	24	5.4	24	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	9 人	34	7.7	33	9.7	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	10 人	20	4.5	17	5.0	2	5.1	1	2.2	0	0.0
	11 人	23	5.2	17	5.0	2	5.1	2	4.4	2	11.1
	12 人	28	6.3	21	6.2	3	7.7	4	8.9	0	0.0
	13 人	9	2.0	8	2.4	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	14 人	11	2.5	8	2.4	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	65	14.7	53	15.6	5	12.8	7	15.6	0	0.0
	20 人以上 25 人未満	41	9.3	35	10.3	3	7.7	3	6.7	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	25	5.7	9	2.6	2	5.1	12	26.7	2	11.1
	30 人以上 35 人未満	18	4.1	10	2.9	1	2.6	4	8.9	3	16.7
	35 人以上 40 人未満	10	2.3	4	1.2	1	2.6	2	4.4	3	16.7
	40 人以上 45 人未満	10	2.3	2	0.6	2	5.1	3	6.7	3	16.7
	45 人以上 50 人未満	5	1.1	3	0.9	0	0.0	0	0.0	2	11.1
	50 人以上	10	2.3	4	1.2	3	7.7	1	2.2	2	11.1
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0
支所	0 人	400	90.7	303	89.1	36	94.7	44	97.8	17	94.4
	1 人	9	2.0	9	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 人	9	2.0	8	2.4	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	3 人	8	1.8	8	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5 人	4	0.9	4	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	6 人	3	0.7	2	0.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	7 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	8 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	9 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	10 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	2	0.5	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	有効回答数	441	100.0	340	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健センター	0 人	392	89.1	335	98.8	31	81.6	21	46.7	5	27.8
	1 人	4	0.9	0	0.0	0	0.0	4	8.9	0	0.0
	2 人	3	0.7	0	0.0	1	2.6	2	4.4	0	0.0
	3 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	4 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	5 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	6 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	7 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	8 人	3	0.7	0	0.0	0	0.0	2	4.4	1	5.6
	9 人	2	0.5	0	0.0	1	2.6	0	0.0	1	5.6
	10 人	5	1.1	1	0.3	0	0.0	3	6.7	1	5.6
	12 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	13 人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	14 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	15 人以上 20 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	20 人以上 25 人未満	4	0.9	2	0.6	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	25 人以上 30 人未満	3	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	16.7
	30 人以上 35 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	35 人以上 40 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	40 人以上 45 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	45 人以上 50 人未満	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	50 以上	5	1.1	0	0.0	4	10.5	1	2.2	0	0.0
	有効回答数	440	100.0	339	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

図表2－49 職員数合計(正職員数)

		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
保健所	20 人未満	37	8.4	36	10.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	20 人以上 40 人未満	162	36.7	154	45.3	7	17.9	0	0.0	1	5.6
	40 人以上 60 人未満	115	26.0	92	27.1	13	33.3	8	17.8	2	11.1
	60 人以上 80 人未満	58	13.1	36	10.6	6	15.4	11	24.4	5	27.8
	80 人以上 100 人未満	30	6.8	13	3.8	4	10.3	10	22.2	3	16.7
	100 人以上	40	9.0	9	2.6	8	20.5	16	35.6	7	38.9
	有効回答数	442	100.0	340	100.0	39	100.0	45	100.0	18	100.0

※次ページに続く

※前ページからの続き

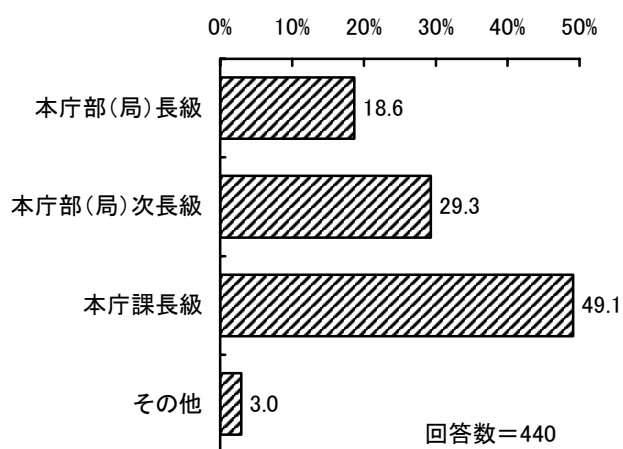
		合 計		都道府県型		(市型) 政令指定都市		(市型) 中核市・ 保健所政令市		(市型) 特別区	
単位		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
支 所	0 人	395	90.0	299	88.2	36	94.7	44	97.8	16	94.1
	3 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5 人	9	2.1	9	2.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	6 人	6	1.4	6	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7 人	2	0.5	1	0.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	8 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	9 人	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	10 人	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	11 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	12 人	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	13 人	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	15 人以上 20 未満	4	0.9	3	0.9	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	20 人以上 25 人未満	2	0.5	1	0.3	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	3	0.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50 以上	3	0.7	2	0.6	0	0.0	0	0.0	1	5.9
	有効回答数	439	100.0	339	100.0	38	100.0	45	100.0	17	100.0
保 健 セ ン ター	0 人	378	85.9	335	98.8	27	71.1	11	24.4	5	27.8
	1 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	5 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	6 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	10 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	1	2.2	1	5.6
	11 人	1	0.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
	12 人	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	14 人	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	15 人以上 20 未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	20 人以上 25 人未満	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	25 人以上 30 人未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	2.2	0	0.0
	30 人以上 35 人未満	3	0.7	0	0.0	0	0.0	2	4.4	1	5.6
	35 人以上 40 人未満	3	0.7	0	0.0	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	40 人以上 45 人未満	5	1.1	0	0.0	0	0.0	3	6.7	2	11.1
	45 人以上 50 人未満	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	4.4	0	0.0
	50 人以上	36	8.2	3	0.9	10	26.3	15	33.3	8	44.4
	有効回答数	440	100.0	339	100.0	38	100.0	45	100.0	18	100.0

(16) 兼務職員の状況(問16)

他の保健所や本庁などとの兼務職員は多岐にわたり分類できないため、今後分析することとした。

(17) 保健所長の職位(問17)

図表2-50 保健所長の職位



図表2-51 保健所長の職位(保健所のタイプ別)

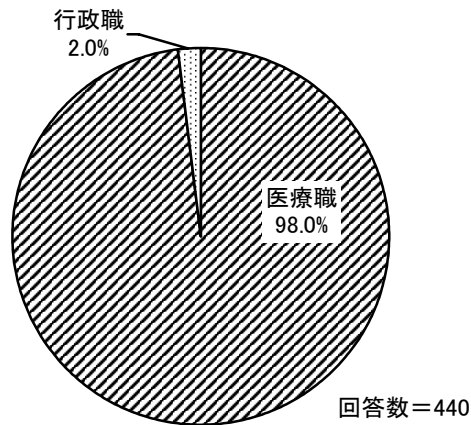
		合 計	本庁部 (局)長級	本庁部 (局)次長級	本庁課長級	その他
全 体		440 100.0	82 18.6	129 29.3	216 49.1	13 3.0
保健所のタイプ	都道府県型	338 100.0	18 5.3	98 29.0	213 63.0	9 2.7
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	15 38.5	20 51.3	1 2.6	3 7.7
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	32 71.1	10 22.2	2 4.4	1 2.2
	(市型) 特別区	18 100.0	17 94.4	1 5.6	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

およそ半数で本庁課長級であった。都道府県型では63%が本庁課長級であったが、指定都市では部(局)次長級が51%、中核市・政令市、特別区では部(局)長級がそれぞれ71%、94%であった。

(18)保健所長の処遇(問18)

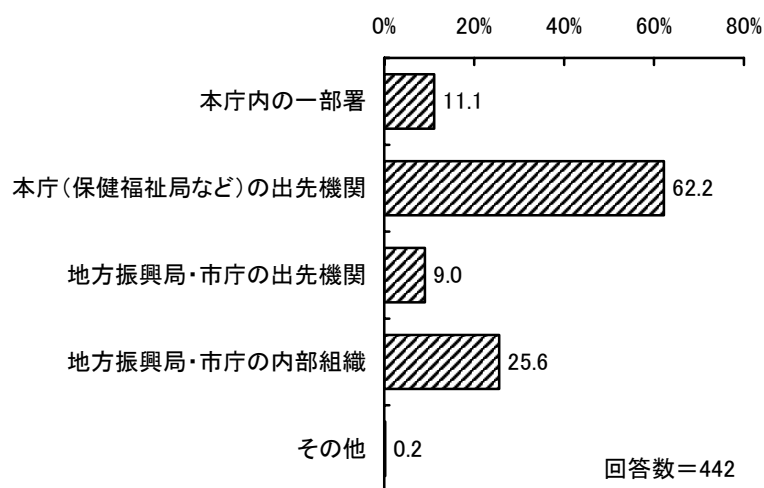
図表2-52 保健所長の処遇



ほとんどが医療職であった。

(19)保健所または統合組織中の保健部門の位置づけ(問19)

図表2-53 保健部門の位置づけ／複数回答



62%が本庁の出先であるが、地域振興局組織に組み込まれている保健所が35%となっていた。市型では特別区などで本庁に組み込まれているところが多い。

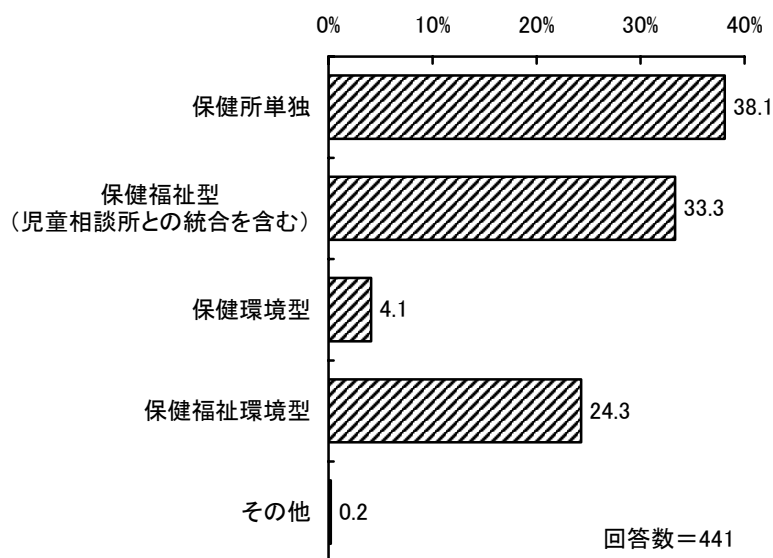
図表2-54 保健部門の位置づけ(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	本 庁 内 の 一 部 署	出 先 機 関 本 庁 (保 健 福 祉 局 な ど) の	地 方 振 興 局・市 庁 の 出 先 機 関	地 方 振 興 局・市 庁 の 内 部 組 織	そ の 他
全 体		442 100.0	49 11.1	275 62.2	40 9.0	113 25.6	1 0.2
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	340 100.0	1 0.3	242 71.2	40 11.8	89 26.2	0 0.0
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	9 23.1	7 17.9	0 0.0	24 61.5	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	24 53.3	22 48.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	15 83.3	4 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段＝回答数、下段＝％

(20) 保健所の形態(福祉・環境部門等との統合状況)(問20)

図表2-55 保健所の形態



保健福祉型または、保健福祉環境型と福祉と統合されたところが、6割近くとなっている。市型では保健所単独型が、指定都市69%、中核市・政令市89%、特別区83%と多い。

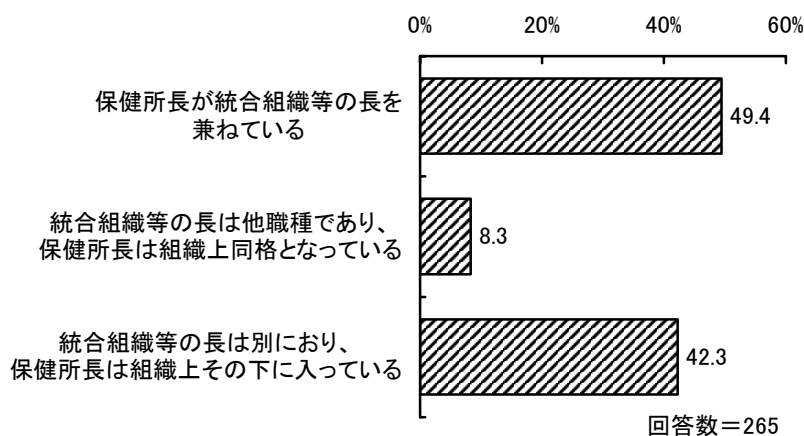
図表2-56 保健所の形態(保健所のタイプ別)

		合 計	保 健 所 単 独	保 健 福 祉 型 (統 合 を 含 む)	保 健 環 境 型	保 健 福 祉 環 境 型	そ の 他
全 体		441 100.0	168 38.1	147 33.3	18 4.1	107 24.3	1 0.2
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	339 100.0	86 25.4	131 38.6	16 4.7	106 31.3	0 0.0
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	27 69.2	11 28.2	1 2.6	0 0.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	40 88.9	2 4.4	1 2.2	1 2.2	1 2.2
	(市型)特別区	18 100.0	15 83.3	3 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

(21)保健所長の統合組織等内での位置づけ(問21)

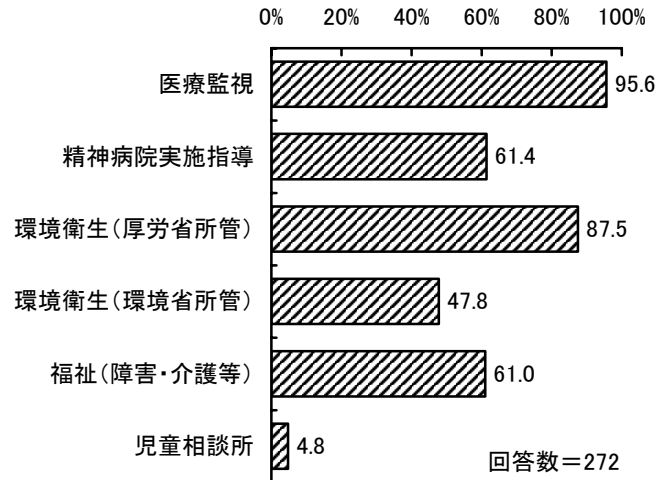
図表2-57 保健所長の統合組織等内での位置づけ



半数が保健所長が統合組織の長を兼ねているが統合組織の下に保健所が入っている所も多い。

(22) 保健所長が所管する業務(問22)

図表2-58 保健所長が所管する業務／複数回答



図表2-59 保健所長が所管する業務(保健所のタイプ別)／複数回答

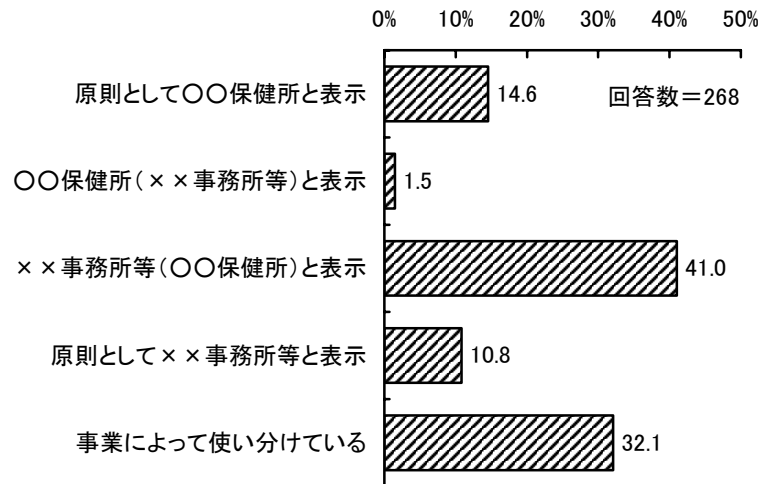
		合 計	医 療 監 視	精 神 病 院 実 施 指 導	環 境 衛 生 (厚 労 省 所 管)	環 境 衛 生 (環 境 省 所 管)	福 祉 (障 害 ・ 介 護 等)	児 童 相 談 所
全 体		272 100.0	260 95.6	167 61.4	238 87.5	130 47.8	166 61.0	13 4.8
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	253 100.0	242 95.7	161 63.6	221 87.4	126 49.8	157 62.1	13 5.1
	(市型) 政令指定都市	12 100.0	11 91.7	4 33.3	11 91.7	3 25.0	8 66.7	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	4 100.0	4 100.0	1 25.0	4 100.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0
	(市型)特別区	3 100.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

統合組織の保健所長の場合、医療監視は96%とほとんどの保健所で所管していた、環境衛生(厚労省所管)も9割近かった。精神病院実地指導は、都道府県型では64%所管していたが、市型では所管しない方が多かった。福祉は都道府県と指定都市では6割以上所管していた。

(23) 組織名(保健所)の表示(問23)

図表2-60 組織名(保健所)の表示



図表2-61 組織名(保健所)の表示(保健所のタイプ別)

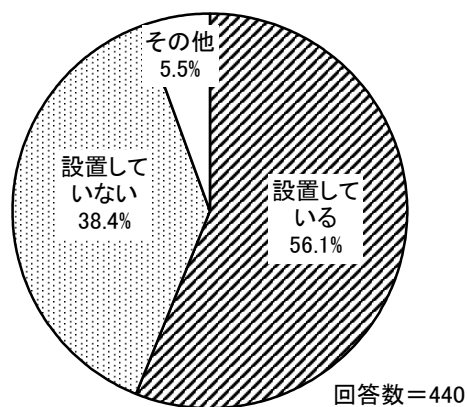
		合 計	原則として〇〇保健所と表示	〇〇保健所(××事務所等)と表示	××事務所等(〇〇保健所)と表示	原則として××事務所等と表示	事業によって使い分けている
全 体		268 100.0	39 14.6	4 1.5	110 41.0	29 10.8	86 32.1
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	250 100.0	33 13.2	4 1.6	109 43.6	28 11.2	76 30.4
	(市型) 政令指定都市	11 100.0	1 9.1	0 0.0	1 9.1	1 9.1	8 72.7
	(市型) 中核市・保健所政令市	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0
	(市型)特別区	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

統合組織の保健所長の場合、保健所名と組織上の正式名称の併記、または事業による使い分けの合計が7割以上で、15%では原則として保健所名の方を表示していた。

(24) 保健所運営協議会の設置(問24)

図表2-62 保健所運営協議会の設置



図表2-63 保健所運営協議会の設置(保健所のタイプ別)

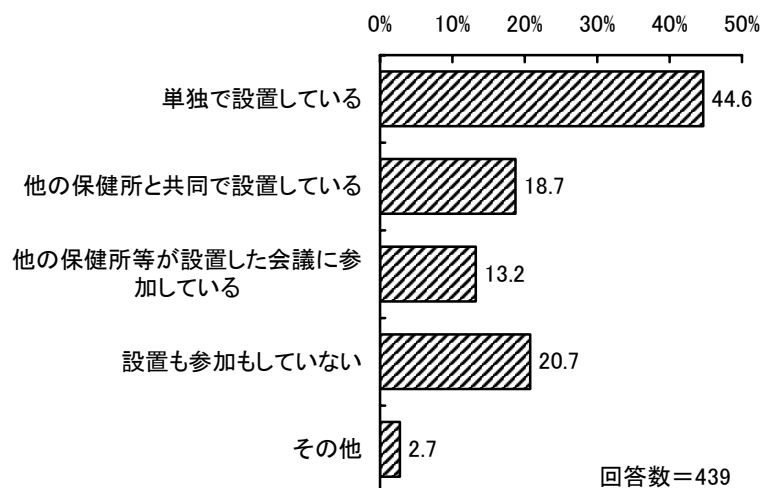
		合 計	設 置 し て い る	設 置 し て い な い	そ の 他
全 体		440 100.0	247 56.1	169 38.4	24 5.5
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	338 100.0	163 48.2	157 46.4	18 5.3
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	35 89.7	3 7.7	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	35 77.8	5 11.1	5 11.1
	(市型)特別区	18 100.0	14 77.8	4 22.2	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

56%が保健所運営協議会を設置していた。都道府県型は5割弱の設置であったが、市型の保健所では8割以上が設置していた。

(25) 圏域医療連携推進会議の設置(問25)

図表2-64 圏域医療連携推進会議の設置



図表2-65 圏域医療連携推進会議の設置(保健所のタイプ別)

		合 計	単 独 で 設 置 し て い る	他 の 保 健 所 と 共 同 で 設 置 し て い る	他 の 保 健 所 等 が 設 置 し た 会 議 に 参 加 し て い る	設 置 も 参 加 も し て い な い	そ の 他
全 体		439 100.0	196 44.6	82 18.7	58 13.2	91 20.7	12 2.7
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	338 100.0	188 55.6	76 22.5	28 8.3	38 11.2	8 2.4
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	1 2.6	2 5.3	5 13.2	29 76.3	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	5 11.1	4 8.9	21 46.7	12 26.7	3 6.7
	(市型)特別区	18 100.0	2 11.1	0 0.0	4 22.2	12 66.7	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

およそ6割で、圏域医療連携推進会議を設置していた。市型の保健所では、「設置」が1割程度、「会議への参加」が3割で、半数で「設置も参加もなし」であった。

(26) 圏域医療連携推進会議等の構成団体(問26)

図表2-66 圏域医療連携推進会議等の構成団体(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	市 町 村	医 師 会	歯 科 医 師 会	圏 域 内 の 主 要 な 医 療 機 関	薬 剤 師 会	看 護 協 会	栄 養 士 会	福 祉 事 務 所
全 体		278 100.0	260 93.5	271 97.5	247 88.8	246 88.5	236 84.9	165 59.4	60 21.6	44 15.8
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	264 100.0	250 94.7	258 97.7	237 89.8	236 89.4	225 85.2	159 60.2	60 22.7	41 15.5
	(市型) 政令指定都市	3 100.0	2 66.7	3 100.0	2 66.7	2 66.7	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	9 100.0	7 77.8	8 88.9	6 66.7	6 66.7	7 77.8	5 55.6	0 0.0	3 33.3
	(市型)特別区	2 100.0	1 50.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

		合 計	社 会 福 祉 協 議 会	食 品 衛 生 協 会	環 境 衛 生 関 係 団 体	学 校 関 係 者	学 識 経 験 者 (大 学 教 授 な ど)	住 民 団 体	そ の 他
全 体		278 100.0	128 46.0	61 21.9	22 7.9	67 24.1	63 22.7	139 50.0	163 58.6
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	264 100.0	123 46.6	61 23.1	22 8.3	65 24.6	58 22.0	134 50.8	156 59.1
	(市型) 政令指定都市	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	3 100.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	9 100.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	2 22.2	3 33.3
	(市型)特別区	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0

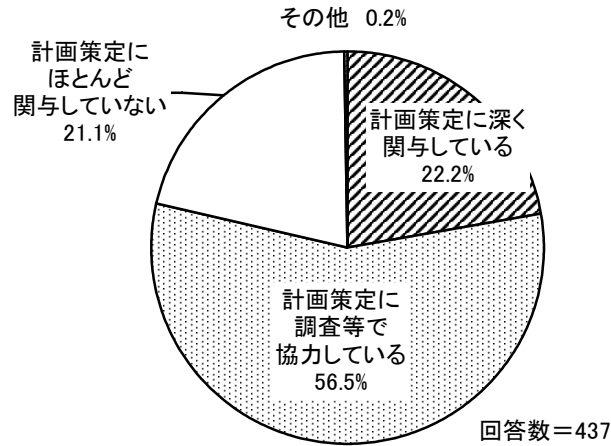
※上段=回答数、下段=%

市町村 94%の他、医師会 98%、歯科医師会 89%、薬剤師会 85%、看護協会 59%、主要な医療機関 89%と、医療関係が多く、住民団体 50%、社会福祉協議会 46%、学校関係者 24%、食品衛生協会 22%となっていた。

その他のうち多かったのは消防 89 か所 (20%)、社会福祉施設 (連絡会議)、及び介護事業者など 37 か所 (8%) であった。

(27)医療計画(都道府県版)の策定への関与(問27)

図表2-67 医療計画(都道府県版)の策定への関与



図表2-68 医療計画(都道府県版)の策定への関与(保健所のタイプ別)

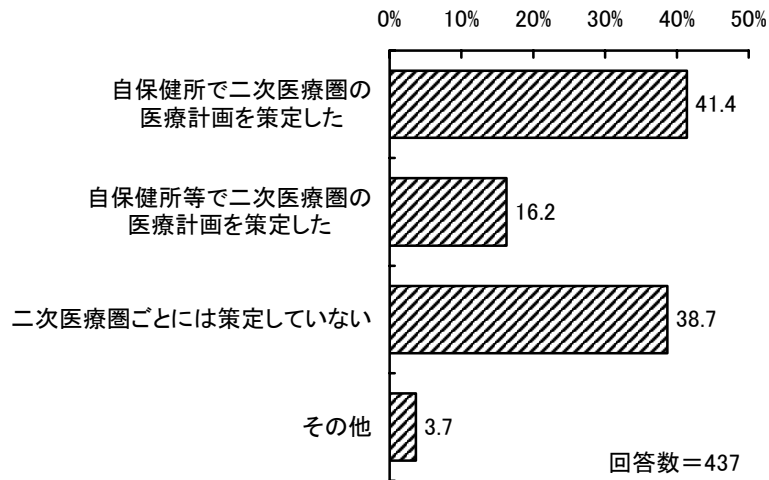
		合 計	計 画 策 定 に 深 く 関 与 し て い る	計 画 策 定 に 調 査 等 で 協 力 し て い る	計 画 策 定 に ほ と ん ど 関 与 し て い な い	そ の 他
全 体		437 100.0	97 22.2	247 56.5	92 21.1	1 0.2
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	340 100.0	91 26.8	191 56.2	58 17.1	0 0.0
	(市型) 政令指定都市	36 100.0	2 5.6	25 69.4	9 25.0	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	43 100.0	4 9.3	22 51.2	16 37.2	1 2.3
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	9 50.0	9 50.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

79%の保健所が都道府県の計画策定に関与、21%はほとんど関与していなかった。
市型保健所では61%が調査などで深く関与するか協力していた。

(28) 医療計画(圏域版)の策定(問28)

図表2-69 医療計画(圏域版)の策定



図表2-70 医療計画(圏域版)の策定(保健所のタイプ別)

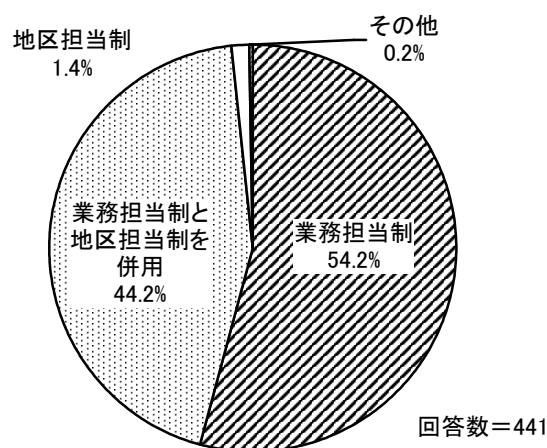
		合 計	自 保 健 所 で 二 次 医 療 圏 の 医 療 計 画 を 策 定 し た	自 保 健 所 等 で 二 次 医 療 圏 の 医 療 計 画 を 策 定 し た	二 次 医 療 圏 ご と に は 策 定 し て い な い	そ の 他
全 体		437 100.0	181 41.4	71 16.2	169 38.7	16 3.7
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	338 100.0	174 51.5	40 11.8	117 34.6	7 2.1
	(市型) 政令指定都市	36 100.0	2 5.6	6 16.7	25 69.4	3 8.3
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	5 11.1	23 51.1	15 33.3	2 4.4
	(市型)特別区	18 100.0	0 0.0	2 11.1	12 66.7	4 22.2

※上段=回答数、下段=%

圏域版の医療計画(または推進方針)は自保健所での策定、他の保健所との策定協力をあわせて 58%が行っていた。市型保健所では自保健所策定が 6%、他保健所への協力が 30%であり、一方都道府県型では自保健所で策定したところが多かったが、35%で「二次医療圏で策定していない」と回答した。

(29)保健師の活動体制(問29)

図表2-71 保健師の活動体制



図表2-72 保健師の活動体制(保健所のタイプ別)

		合 計	業務 担当 制	業務 担当 制と 地区 担当 制 を 併 用	地 区 担 当 制	そ の 他
全 体		441 100.0	239 54.2	195 44.2	6 1.4	1 0.2
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	340 100.0	224 65.9	114 33.5	1 0.3	1 0.3
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	5 12.8	30 76.9	4 10.3	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	9 20.0	36 80.0	0 0.0	0 0.0
	(市型)特別区	17 100.0	1 5.9	15 88.2	1 5.9	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

54%が「業務担当制」、44%が「業務担当制と地区担当制の併用」と回答した。市型の保健所の方が地区担当制との併用が多かった。

(30) 保健所、支所、保健センターの全ての保健師の配置と人数(問30)

図表2-73 保健師(常勤)の配置と人数(都道府県型)

	合計	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
健康づくり部門	340 100.0	101 29.7	70 20.6	64 18.8	42 12.4	27 7.9	14 4.1	22 6.5
感染症部門	340 100.0	38 11.2	94 27.6	98 28.8	52 15.3	23 6.8	25 7.4	10 2.9
精神・難病部門	340 100.0	29 8.5	49 14.4	86 25.3	60 17.6	40 11.8	24 7.1	52 15.3
企画調整部門	340 100.0	143 42.1	139 40.9	31 9.1	25 7.4	2 0.6	0 0.0	0 0.0
生活衛生部門	340 100.0	336 98.8	3 0.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3
環境部門	340 100.0	339 99.7	1 0.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
福祉部門	340 100.0	285 83.8	39 11.5	11 3.2	0 0.0	3 0.9	0 0.0	2 0.6
児童相談所	340 100.0	330 97.1	6 1.8	4 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	340 100.0	156 45.9	85 25.0	28 8.2	26 7.6	13 3.8	8 2.4	24 7.1

※上段＝回答数、下段＝％

図表2-74 保健師(常勤)の配置と人数(市型)

	合計	0人	1～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30人以上
健康づくり部門	102 100.0	17 16.7	11 10.8	3 2.9	16 15.7	12 11.8	43 42.2
感染症部門	102 100.0	20 19.6	62 60.8	16 15.7	4 3.9	0 0.0	0 0.0
精神・難病部門	102 100.0	28 27.5	46 45.1	18 17.6	10 9.8	0 0.0	0 0.0
企画調整部門	102 100.0	55 53.9	38 37.3	3 2.9	6 5.9	0 0.0	0 0.0
生活衛生部門	102 100.0	99 97.1	2 2.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0
環境部門	102 100.0	101 99.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
福祉部門	102 100.0	70 68.6	13 12.7	4 3.9	7 6.9	3 2.9	5 4.9
児童相談所	102 100.0	93 91.2	9 8.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	102 100.0	54 52.9	23 22.5	6 5.9	8 7.8	4 3.9	7 6.9

※上段＝回答数、下段＝％

※市型は、政令指定都市、中核市・保健所政令市、特別区を合計した数値

常勤保健師について、「健康づくり部門」には 73%の保健所で配置されていた。
都道府県型では配置なしが 30%、1～2 人が 39%であったが、政令市型では 10 人以

上配置されている保健所が7割にのぼった。

感染症部門には87%で配置されていたが、都道府県型では1～2人が最も多く56%であった。

精神・難病部門には87%で配置されていたが、指定都市、特別区では6割程度の配置であった。また、都道府県型でも1～2人が40%であった。

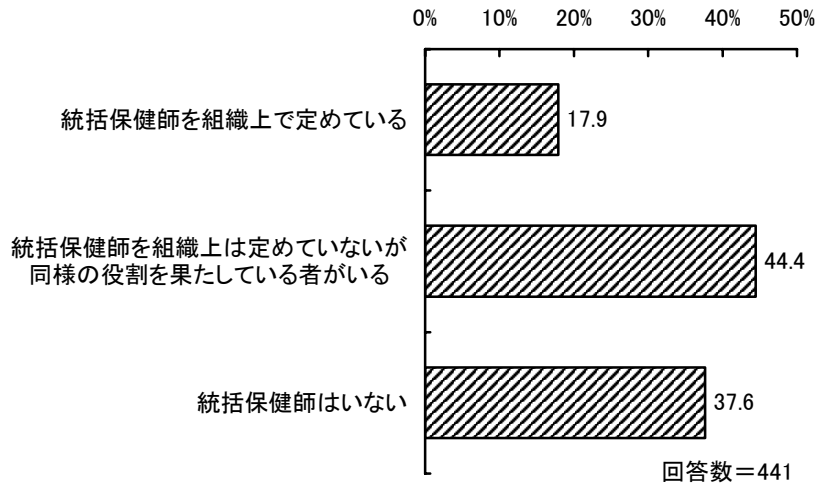
企画調整部門には55%で配置があったが、指定都市、特別区では3割程度の配置になっていた。

生活衛生部門は2%、環境部門は0.5%しか配置がなかった。

福祉部門は20%の配置で1人の配置が多かった。児童相談所には4%で配置されていた。

(31) 統括保健師の配置(問31)

図表2-75 統括保健師の配置



図表2-76 統括保健師の配置(保健所のタイプ別)

		合 計	統 括 保 健 師 を 組 織 上 で 定 め て い る	統 括 保 健 師 を 組 織 上 は 定 め て い な い が 、 同 様 の 役 割 を 果 た し て い る 者 が い る	統 括 保 健 師 は い な い
全 体		441 100.0	79 17.9	196 44.4	166 37.6
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	339 100.0	67 19.8	147 43.4	125 36.9
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	6 15.4	19 48.7	14 35.9
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	5 11.1	21 46.7	19 42.2
	(市型)特別区	18 100.0	1 5.6	9 50.0	8 44.4

※上段=回答数、下段=%

18%で組織上統括保健師を配置、44%で同様の役割を果たしている者がいた。

配置場所は 165 か所が地域保健課や健康推進課などの事業課と回答、次いで企画部門には 41 か所で配置していた。それぞれの部門に配置しているところ、管理職での配置が少数ながら見られた。

(32) 統括保健師の役割(問32)

図表2-77 統括保健師の役割(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	保健師の人材育成(現任教 育、研修)	保健師が関わる業務の横 断的調整	保健師を対象とした相談、 助言
全 体		275 100.0	233 84.7	239 86.9	225 81.8
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	214 100.0	183 85.5	187 87.4	180 84.1
	(市型) 政令指定都市	25 100.0	25 100.0	23 92.0	22 88.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	26 100.0	17 65.4	19 73.1	15 57.7
	(市型)特別区	10 100.0	8 80.0	10 100.0	8 80.0

※上段＝回答数、下段＝％

「保健師が関わる業務の横断的調整」が87%、人材育成が85%、保健師を対象とした相談、助言が82%であった。

(33)試験検査部門の集約(問33)

図表2-78 試験検査部門の集約(保健所のタイプ別)

		合 計	保健所ごとに検査部門を設置	一部検査部門を集約しているが、 すべて(またはほとんど)の保健所 にある程度の検査機能がある	主たる保健所に検査部門を集約 し、それ以外の保健所ではほとん ど検査を行わない	保健所ではほとんど検査を実施し ていない
全 体		438 100.0	60 13.7	83 18.9	210 47.9	85 19.4
保健所のタイプ	都道府県型	340 100.0	16 4.7	60 17.6	199 58.5	65 19.1
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	4 10.5	20 52.6	1 2.6	13 34.2
	(市型) 中核市・保健所政令市	42 100.0	31 73.8	1 2.4	4 9.5	6 14.3
	(市型)特別区	18 100.0	9 50.0	2 11.1	6 33.3	1 5.6

※上段=回答数、下段=%

保健所ごとに検査部門を設置しているのは全体で14%であったが、中核市・政令市、特別区では設置率が高かった。主な保健所に検査部門を集約しているのが48%で、保健所で検査をほとんど行っていないところが19%であった。

(34) 地方衛生研究所との関係(問34)

図表2-79 地方衛生研究所との関係(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	本庁を通さず直接意見交 換が可能である	本庁を必ず通すことになっ ている	会議、打合せ、勉強会の機 会がある	保健所が行う検査について 指導・助言がある	有事の際は、連携がとれる 体制である	職員の人事交流がある	定期的に交流がある	必要時のみ連絡をとる程 度である	全く関連がない
全 体		442 100.0	317 71.7	107 24.2	297 67.2	257 58.1	378 85.5	270 61.1	78 17.6	108 24.4	1 0.2
保健所のタイプ	都道府県型	340 100.0	248 72.9	92 27.1	225 66.2	189 55.6	292 85.9	237 69.7	55 16.2	92 27.1	0 0.0
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	32 82.1	5 12.8	34 87.2	30 76.9	37 94.9	26 66.7	13 33.3	5 12.8	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	30 66.7	7 15.6	29 64.4	28 62.2	37 82.2	6 13.3	8 17.8	7 15.6	0 0.0
	(市型)特別区	18 100.0	7 38.9	3 16.7	9 50.0	10 55.6	12 66.7	1 5.6	2 11.1	4 22.2	1 5.6

※上段＝回答数、下段＝％

72％が本庁を通さずに意見交換が可能、会議や打ち合わせ、勉強会の機会があるのが67％、有事の際に連携が取れるのが86％となっていた。61％で職員の人事交流があった。

(35) 検疫所・出張所の保健所管内所在の有無(問35)

図表2-80 検疫所・出張所の保健所管内所在の有無(保健所のタイプ別)

		検疫所			出張所		
		合計	ある	ない	合計	ある	ない
全 体		437 100.0	18 4.1	419 95.9	436 100.0	59 13.5	377 86.5
保健所のタイプ	都道府県型	337 100.0	6 1.8	331 98.2	334 100.0	40 12.0	294 88.0
	(市型) 政令指定都市	38 100.0	6 15.8	32 84.2	39 100.0	2 5.1	37 94.9
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	6 13.6	38 86.4	45 100.0	17 37.8	28 62.2
	(市型) 特別区	18 100.0	0 0.0	18 100.0	18 100.0	0 0.0	18 100.0

※上段=回答数、下段=%

管内に検疫所があるのは4%、出張所があるのは14%であった。

(36) 検疫所との関係(問36)

図表2-81 検疫所との関係(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	本 庁 を 通 さ ず 直 接 意 見 交 換 が 可 能 で あ る	本 庁 を 必 ず 通 す こ と に な つ て い る	会 議 、 打 合 せ 、 勉 強 会 の 機 会 が あ る	有 事 の 際 は 、 連 携 が と れ る 体 制 で あ る	定 期 的 に 交 流 が あ る	必 要 時 の み 連 絡 を と る 程 度 で あ る	全 く 関 連 が な い
全 体		442 100.0	68 15.4	116 26.2	53 12.0	95 21.5	14 3.2	158 35.7	85 19.2
保健所のタイプ	都道府県型	340 100.0	43 12.6	106 31.2	33 9.7	60 17.6	5 1.5	119 35.0	69 20.3
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	8 20.5	8 20.5	6 15.4	10 25.6	2 5.1	12 30.8	5 12.8
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	13 28.9	2 4.4	11 24.4	20 44.4	6 13.3	19 42.2	7 15.6
	(市型) 特別区	18 100.0	4 22.2	0 0.0	3 16.7	5 27.8	1 5.6	8 44.4	4 22.2

※上段=回答数、下段=%

本庁を通さず意見交換が可能なのは15%、会議や打ち合わせ、勉強会の機会があるのが12%、必要時連絡を取るのみのみが36%と、保健所とは関連が少ない。

(37) 感染症業務の権限及び責任(問37)

図表2-82 感染症業務の権限及び責任(保健所のタイプ別)

		合 計	保健 所長 にある	結 合 組 織 の 長 にある	本 庁 に ある	そ の 他
全 体		441 0.0	413 93.7	10 2.3	3 0.7	15 3.4
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	340 0.0	315 92.9	10 2.9	2 0.6	12 3.5
	(市型) 政令指定都市	39 0.0	38 97.4	0 0.0	0 0.0	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 0.0	42 93.3	0 0.0	1 2.2	2 4.4
	(市型)特別区	18 0.0	18 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

94%が保健所長に権限があるとしていたが、統合組織の長にあるとした保健所が10か所(いずれも都道府県型)、本庁にあるとした所が3か所あった。(都道府県型2、中核市・政令市1)「その他」は業務によって異なるとしていた。

(38) 食品衛生業務の権限及び責任(問38)

図表2－83 食品衛生業務の権限及び責任(保健所のタイプ別)

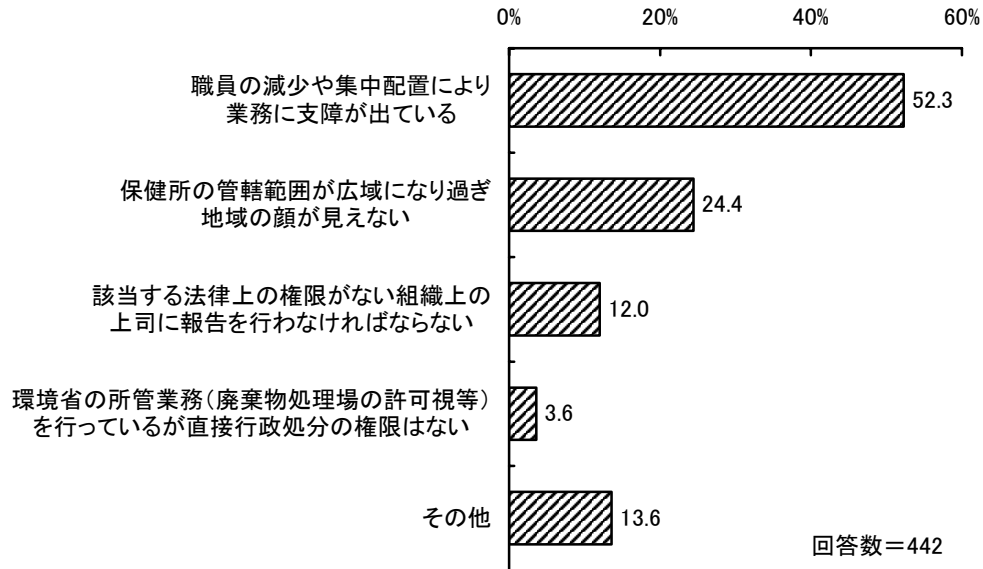
		合 計	保健 所長 にある	統 合 組 織 の 長 にある	本 庁 に ある	そ の 他
全 体		441 100.0	402 91.2	12 2.7	2 0.5	25 5.7
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	339 100.0	307 90.6	12 3.5	0 0.0	20 5.9
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	38 97.4	0 0.0	0 0.0	1 2.6
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	41 91.1	0 0.0	2 4.4	2 4.4
	(市型)特別区	18 100.0	16 88.9	0 0.0	0 0.0	2 11.1

※上段＝回答数、下段＝％

91％が保健所長に権限があるとしていたが、統合組織の長にあるとした保健所が12 か所(いずれも都道府県型)、本庁にあるとした所が2 か所あった(中核市・政令市)。「その他」は業務によって異なるなどとしていた。

(39)保健所機能を発揮するにあたっての問題(問39)

図表2-84 保健所機能を発揮するにあたっての問題／複数回答



図表2-85 保健所機能を発揮するにあたっての問題(保健所のタイプ別)／複数回答

		合 計	職 員 の 減 少 や 集 中 配 置 に よ り 業 務 に 支 障 が 出 て い る	保 健 所 の 管 轄 範 囲 が 広 域 に な り 過 ぎ 地 域 の 顔 が 見 え な い	該 当 す る 法 律 上 の 権 限 が な い 組 織 上 の 上 司 に 報 告 を 行 わ な け れ ば な ら な い	環 境 省 の 所 管 業 務 (廃 棄 物 処 理 場 の 許 可 、 監 視 等) を 行 っ て い る が 直 接 行 政 処 分 の 権 限 は な い
全 体		442 100.0	231 52.3	108 24.4	53 12.0	16 3.6
保 健 所 の タ イ プ	都道府県型	340 100.0	198 58.2	90 26.5	41 12.1	12 3.5
	(市型) 政令指定都市	39 100.0	15 38.5	7 17.9	8 20.5	3 7.7
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	12 26.7	9 20.0	3 6.7	1 2.2
	(市型)特別区	18 100.0	6 33.3	2 11.1	1 5.6	0 0.0

※上段=回答数、下段=%

※「その他」は掲載を省略している

職員の減少や集中配置の影響は52%の保健所があげたが、都道府県型で58%と高く、市型では3割程度であった。保健所の管轄範囲が広すぎることでの問題は24%で特別区では少なかった。法律上の権限のない上司への報告の手間は12%であったが指定都市で20%とやや高かった。14%が「その他」の問題点をあげていた。

「その他」の自由記載の内訳

その他の問題に関する自由記載については、設問 1～4 に関連する具体的な事象等も重複して記載されていたが、設問項目以外についても 60 か所の保健所から得られた。

組織再編に関するものとして、保健所長の権限・組織上の上司と保健所長権限の渾然化、保健所の名称が使用されなくなったこと、庶務型業務の増大、保健師の業務分担制の拡大等に伴う課題が多く見受けられた。また、試験検査機能の集約化に伴って、飲料水についての苦情、食品に起因する事件、感染症等への対応等について、迅速な検査ができなくなってきた状況も記載されていた。

組織再編とも関連するが、保健所業務の複雑化も指摘されている。障害者自立支援法等、従来の保健所の業務でなかったもの、産業廃棄物関連といった環境省、食品表示関連の農林水産省所管といった厚労省関連以外の業務の実施、市町村合併等に伴い増加した中核市等へ都道府県型保健所から業務移管が不十分なこと等に伴う、業務の複雑化に関する記載も多く見られた。

また、保健所の医師不足、所長兼務や事務取扱規則による緊急体制への不安、人材の削減に伴う危機発生時の過重な対応、主に保健師の業務ではケースワークの減少に伴う事例への関与の希薄化、ひいてはネットワークの脆弱化等が指摘されていた。

保健所の統廃合に伴う管轄区域の広域化や、町村合併等に伴う管内市町村数の減少(特異事例では 1 保健所 1 市等)といった管轄区域に関する自由記載も多かった。保健所の課題として広域による移動、情報伝達、関係機関との連絡調整にかかる手間による非効率化、複数の保健所が 1 つあるいは異なる複数の二次保健医療圏域を所管していることの複雑化、保健所の管轄市町村が 1 つの場合の役割分担の不明確化、市の保健所への依存の問題等、様々な課題が見られた。

そういった課題に関する様々な記載のなかで、保健所業務を遂行するには、全国一律の職員構成標準モデル(ベンチマーク)の必要性についての記載も見られた。

【自由記載のまとめ】

○組織再編に関する課題

- 医療分野において知事権限と保健所長権限の事務が渾然
- 組織上の上司と本庁との間で矛盾した指示が出ることがあり困惑することがある
- 保健所長が所属長でないために、保健所機能が低下している(例:福祉業務が優先)

- 組織再編の結果、保健所が名称として使用されなくなったため、組織内部のみでなく対外的にも保健所の存在が明確でなくなった
- 施策業務や庶務業務のウエイトが高くなり、本来の業務としての監視や指導が不十分
- 保健師が業務分担性をとっており、総合的観点からの地域診断が難しい
- 保健福祉分野と環境衛生分野について、異なる部署で所管しており相互の連携が行いにくい、住民にわかりにくいなどの課題がある
- 政令市型保健所の例として、予防接種事務が他部（健康福祉部）に属しているため、新型インフルエンザや麻しん対策などで一元的な感染症対策がとりづらい
- 試験検査機能の集約化に伴い、飲料水についての苦情、食品に起因する事件、感染症（赤痢、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等）、公衆浴場等に起因する事件への対応等について、行政判断で迅速で、必要に応じた検査を行えなくなっている

○所管業務の複雑化

- 障害者自立支援法、食品表示関係法等、保健所では行っていなかった業務の増加に伴う保健所業務の圧迫化
- 中核市保健所が設置され県型保健所職員配置が減となったが、実際上は一部業務（精神、特定疾患治療研究事業、ウイルス性肝炎インターフェロン治療助成等）が委譲されなかったことから業務量が増大
- 環境省所管の動物愛護業務と、厚生労働省所管の食品衛生業務を同一職員が兼務したり、農林水産省所管のJAS法業務を、厚生労働省所管の食品衛生監視員が兼務したりしている

○人材確保と育成に関する課題

- 保健所の医師が1名だけ、また保健所長兼務や保健センター長の事務取扱規則により、緊急対応が不安
- 業務が増加しているにもかかわらず職員数が確保されないため、健康危機発生時（例：新型インフルエンザ発生）には対応能力を超えてしまう
- 保健師の計画的研修体制と配属のローテーション体制が整っていない
- 個別ケースワークの減少により、精神障害者支援、難病、障害児在宅支援のためのネットワーク事業等の推進に支障が出ている
- 市町村の人員確保が進まない

○管轄区域の変化（管内の広域化、市町村の合併）に伴う課題

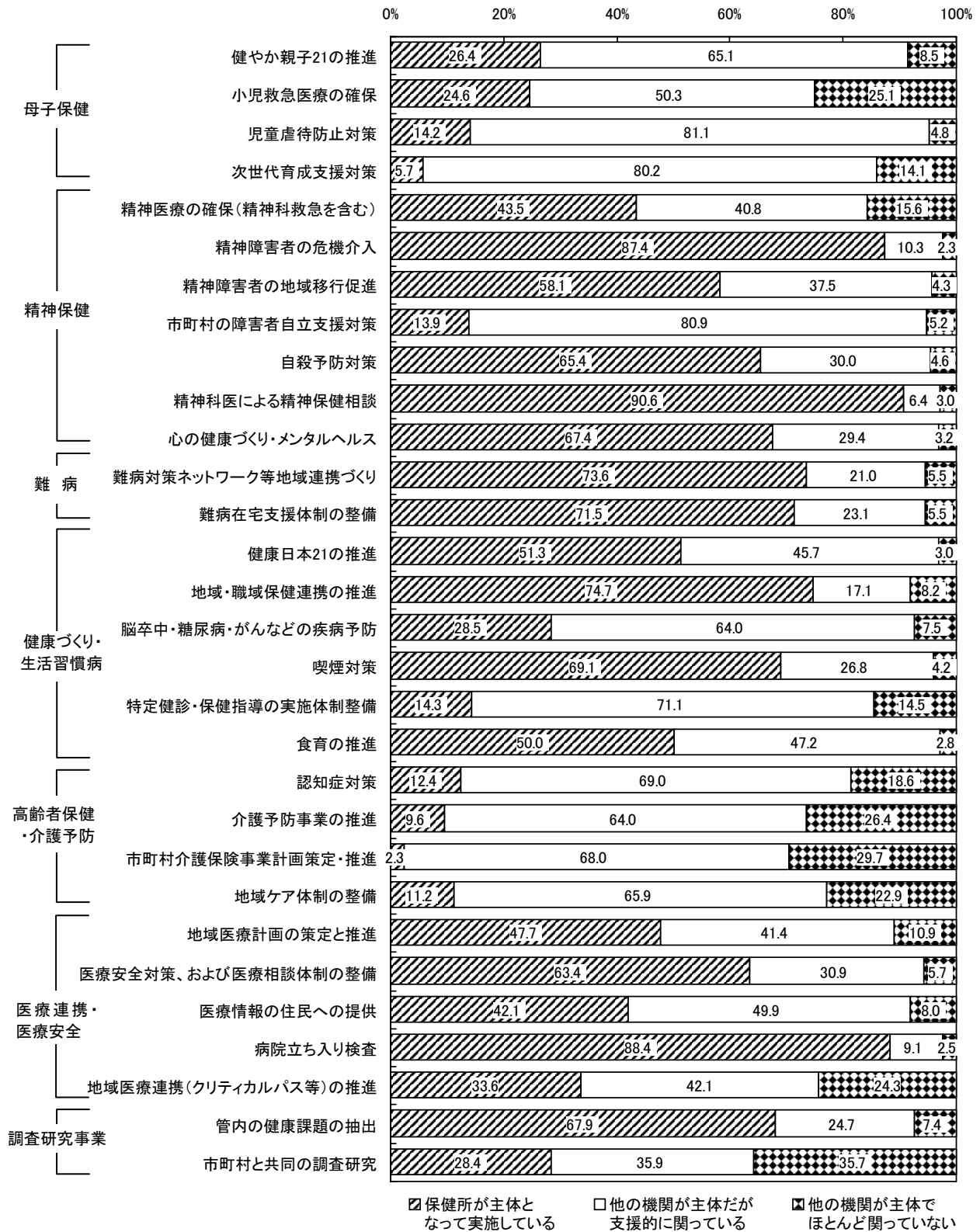
- 管轄区域の広域化に伴い移動や情報の共有化（情報伝達、関係機関・団体等との連携確保等）等で監視効率が低下
- 保健所組織の統合に伴い、管内の保健福祉医療統計が二次医療圏の一保健所に集中化報告となり、管内市町村の状況を知るためには基幹保健所まで出向かなければならない
- 市・医師会・医療機関等関係機関が増加することによる連絡調整の複雑化等
- 1市1保健所の場合、市に競争・向上意欲を持たせずらい、住民、施設、学校、保育園等の機関から保健所に対し支援を求められた場合等の保健所業務と市町村業務の分担が不明確、保健所の積極的対応に伴う市の依存的姿勢（例；精神保健、母子保健等）の課題
- 二次保健医療圏が他の保健所（中核市保健所、都道府県保健所等）と混在する場合もあり、管轄区域の複雑化に伴う業務調整（救急医療や小児救急医療体制、地域・職域連携等）の煩雑化

○標準的モデルの提示

- 保健所業務を遂行するには、全国一律の職員構成標準モデル（ベンチマーク）が必要

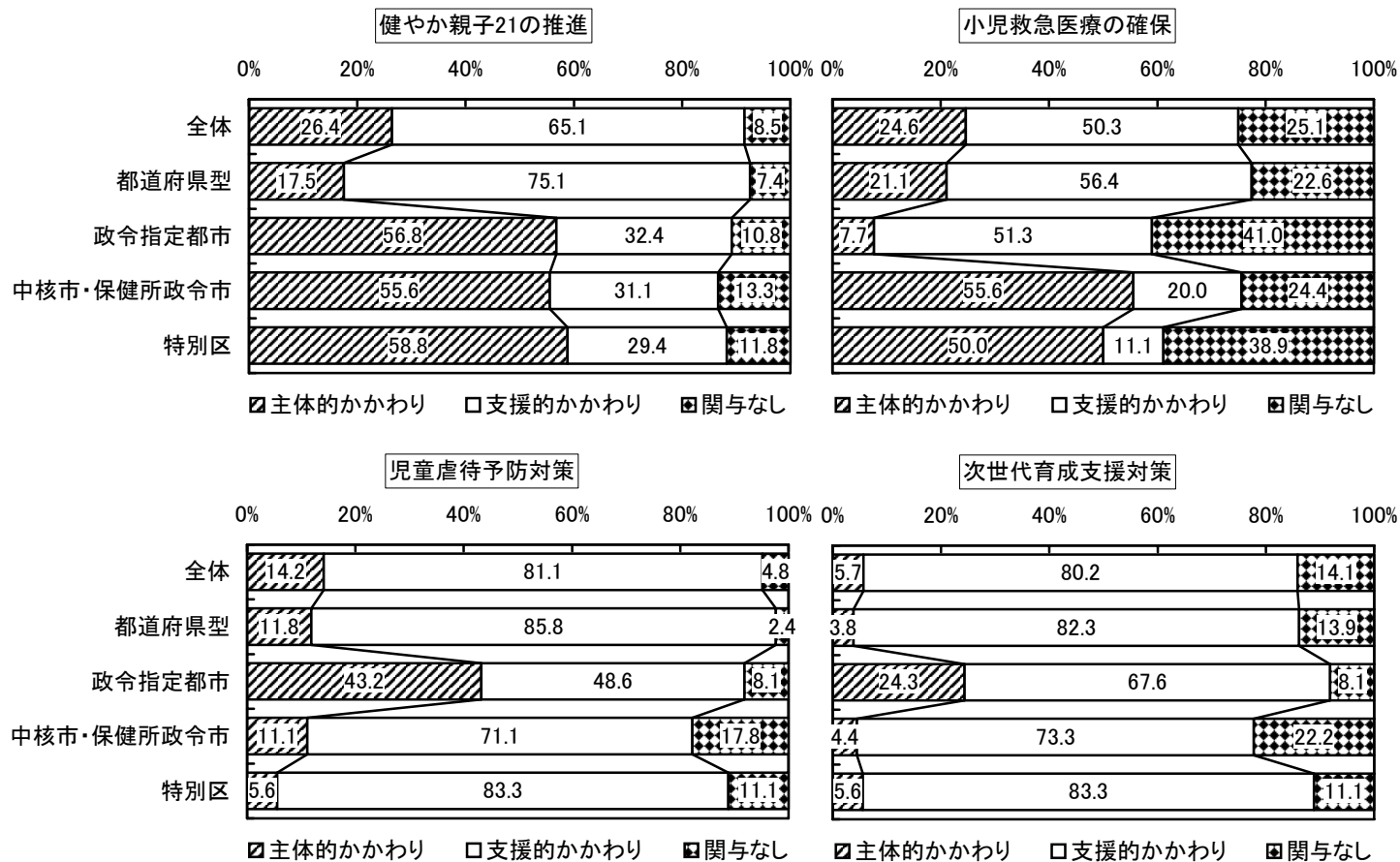
(40) 保健所業務の位置づけ(問40)

図表2-86 保健所業務の位置づけ(全体)



①母子保健

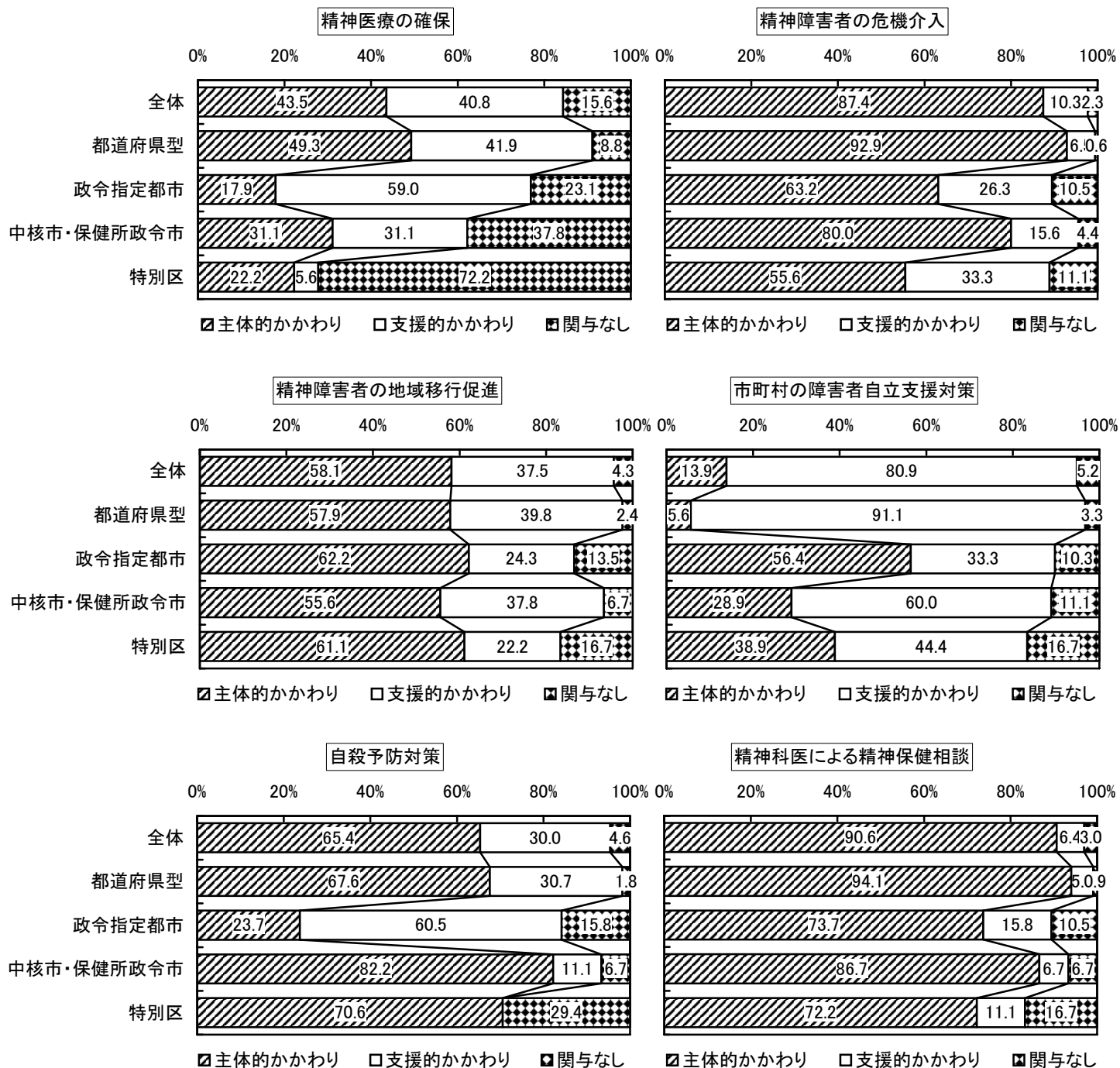
図表2-87 保健所業務の位置づけ(母子保健)

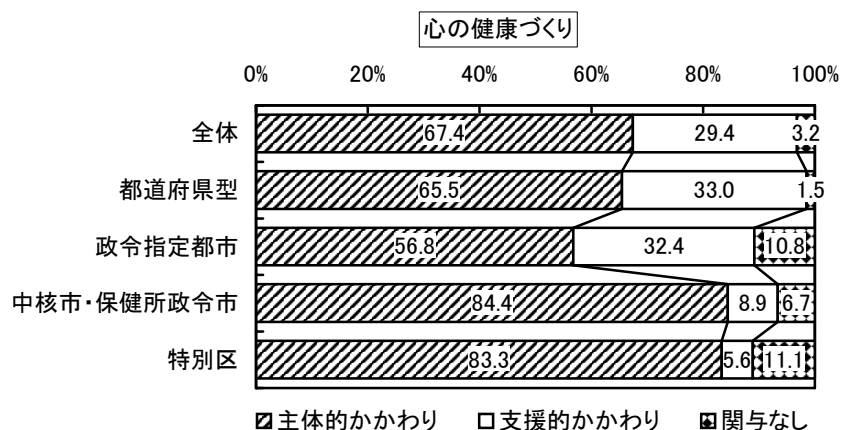


- 健やか親子 21 の推進：都道府県型では 75%が支援的にかかわり、政令市型では 6割強が保健所主体のかかわりをしていた。
- 小児救急医療の確保：都道府県型と指定都市では 5割強が支援的にかかわりで最も多く、中核市・政令市と特別区は主体的にかかわりが 5割強と多くなっていた。
- 児童虐待予防対策：全体で 81%が支援的にかかわりとしていたが、指定都市では「主体的にかかわり」が 43%と多かった。
- 次世代育成支援対策：80%が「支援的にかかわり」としていた。

②精神保健

図表2-88 保健所業務の位置づけ(精神保健)

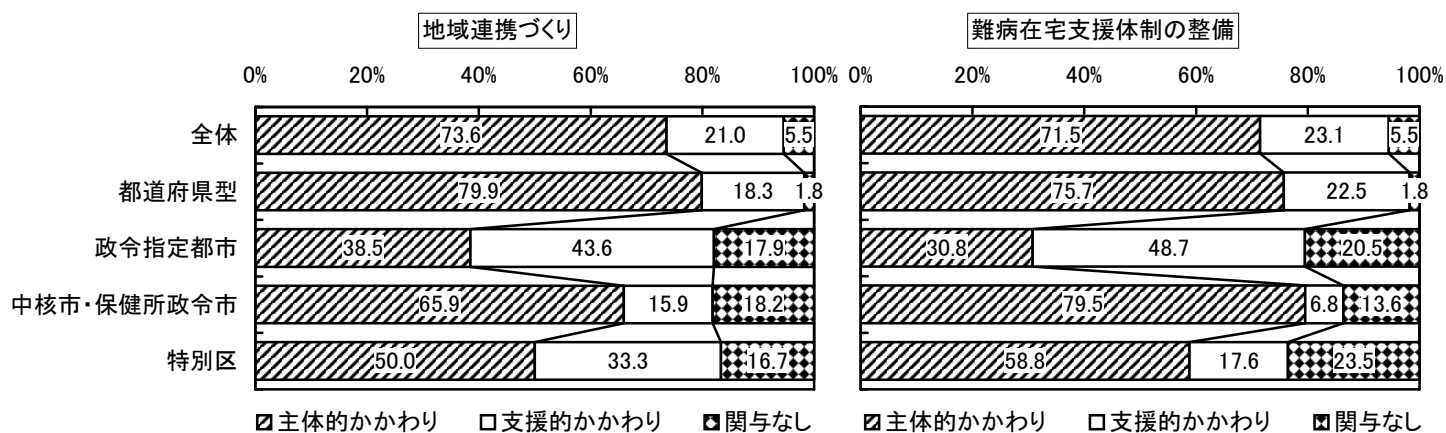




- 精神医療の確保：都道府県型では「主体的かかわり」が 49%であったのに対し、政令市型では 25%であった。指定都市では「支援的かかわり」が多く、特別区は「ほとんど関わっていない」が 72%であった。
- 精神障害者の危機介入：87%が「主体的かかわり」とし、特に都道府県型で 93%と高かった。
- 精神障害者の地域移行促進：58%が「主体的かかわり」とし、38%は「支援的かかわり」とした。
- 市町村の障害者自立支援対策：都道府県型は 91%「支援的かかわり」とし、指定都市では「主体的かかわり」が 56%となっていた。
- 自殺予防対策：指定都市で、「支援的かかわり」が 61%であったが、都道府県型と指定都市以外の市型保健所では 7 割前後が「主体的かかわり」としていた。
- 精神科医による精神保健相談：91%が保健所主体であった。
- 心の健康づくり：67%が主体的かかわりとしていた。

③難病

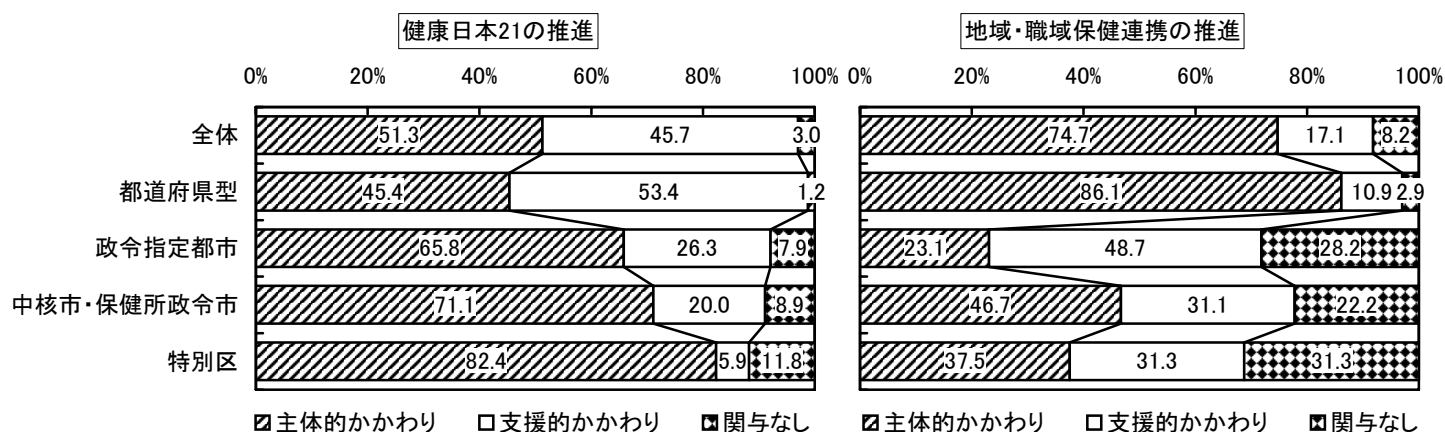
図表2－89 保健所業務の位置づけ(難病)



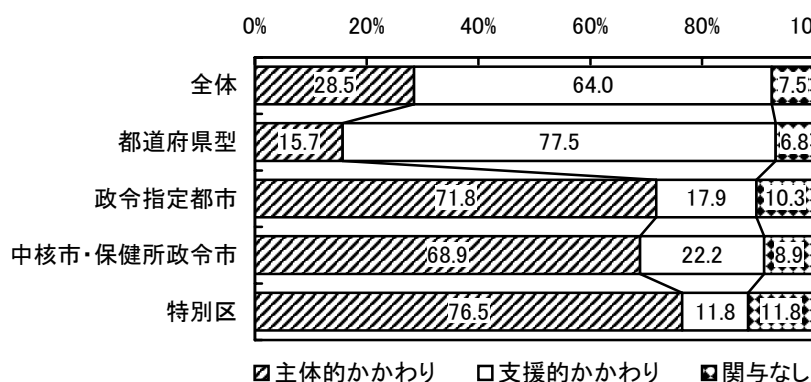
- ・ 地域連携づくり：都道府県型の 80%、中核市・政令市の 66%が「主体的にかかわり」としていたが、他の市型保健所は支援的関わりの方が多かった。
- ・ 難病在宅支援体制の整備：72%が「主体的にかかわり」を選び、特に都道府県型と中核市・政令市型が高かった。

④健康づくり・生活習慣病

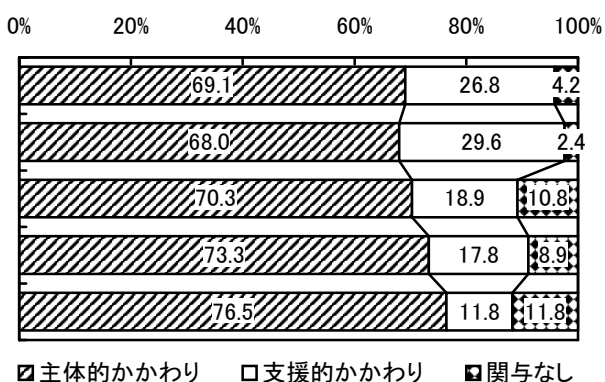
図表2－90 保健所業務の位置づけ(健康づくり・生活習慣病)



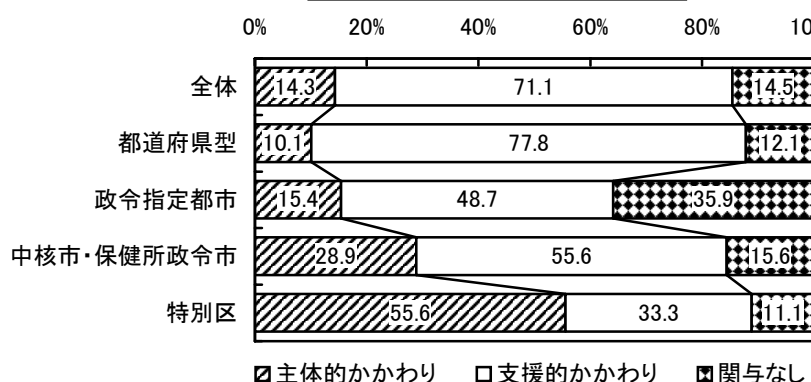
疾病予防



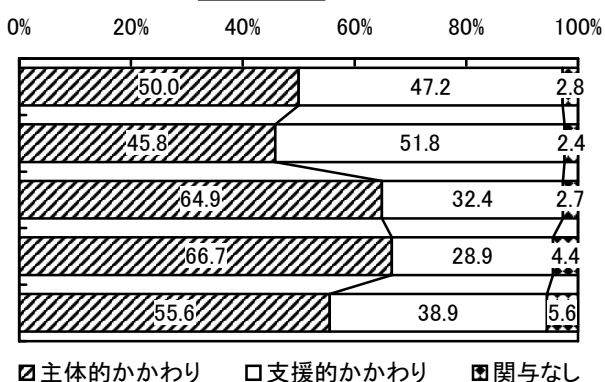
喫煙対策



特定健診・保健指導の実施体制整備



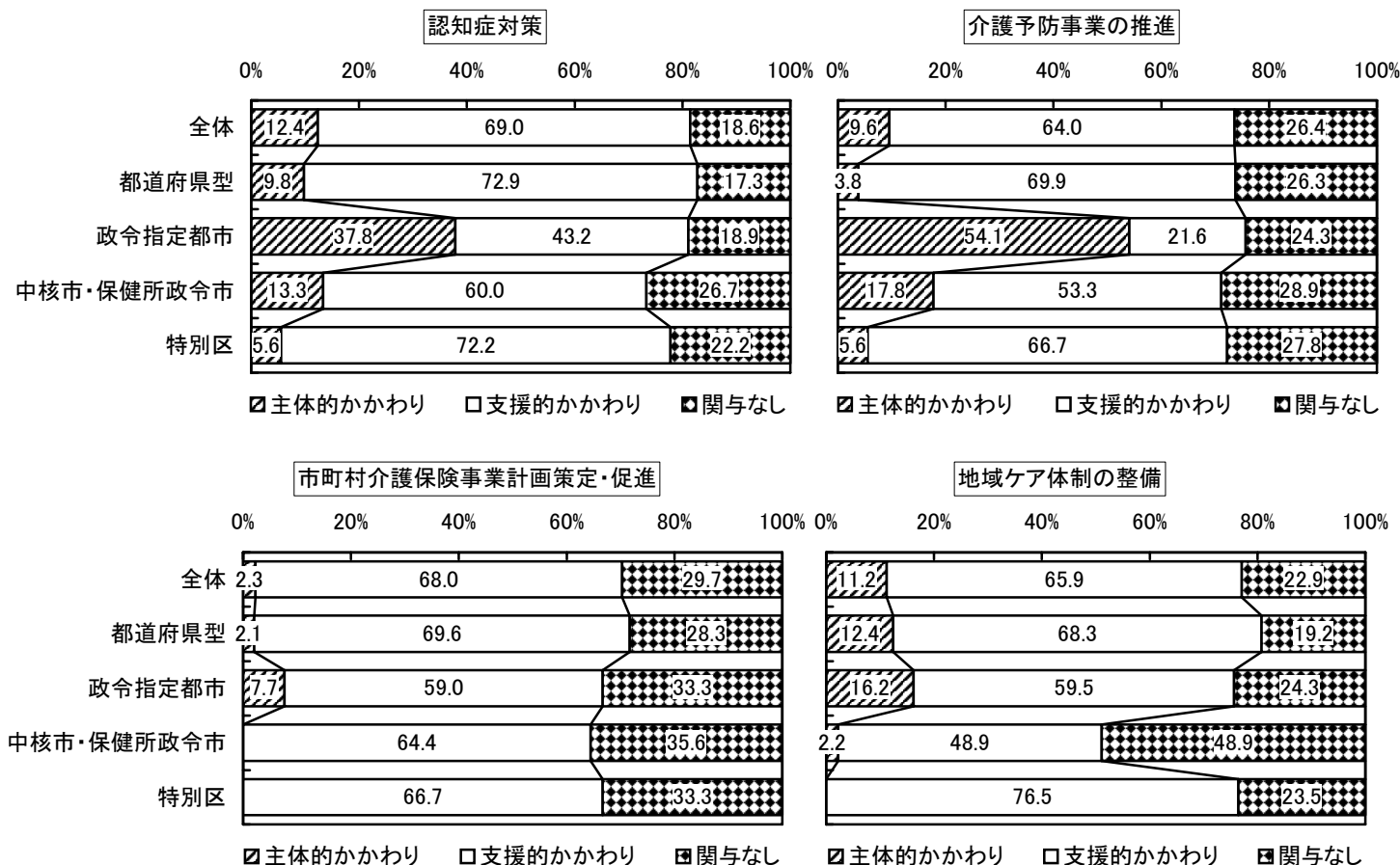
食育の推進



- 健康日本 21 の推進：都道府県型では「支援的にかかわり」が 53% で、「主体的にかかわり」45% を上回った。政令市型では 7 割が「主体的にかかわり」としていた。
- 地域・職域保健連携の推進都道府県型では 86% が主体的としていた。政令市型では「主体的にかかわり」と「支援的にかかわり」が折衷していた。
- 疾病予防：都道府県の 8 割以上が主体的にかかわっていなかったが、政令市型では 7 割が主体的と対照的であった。
- 喫煙対策：全体で 69% が主体的業務としていたが、政令市型の 1 割程度は「関与なし」と答えていた。
- 特定健診・保健指導の実施体制整備：特別区では、56% と「主体的にかかわり」の割合が高かった。都道府県型では 78% が「支援的にかかわり」としていた。
- 食育の推進：全体で 5 割が主体的にかかわっていた。

⑤高齢者保健・介護予防

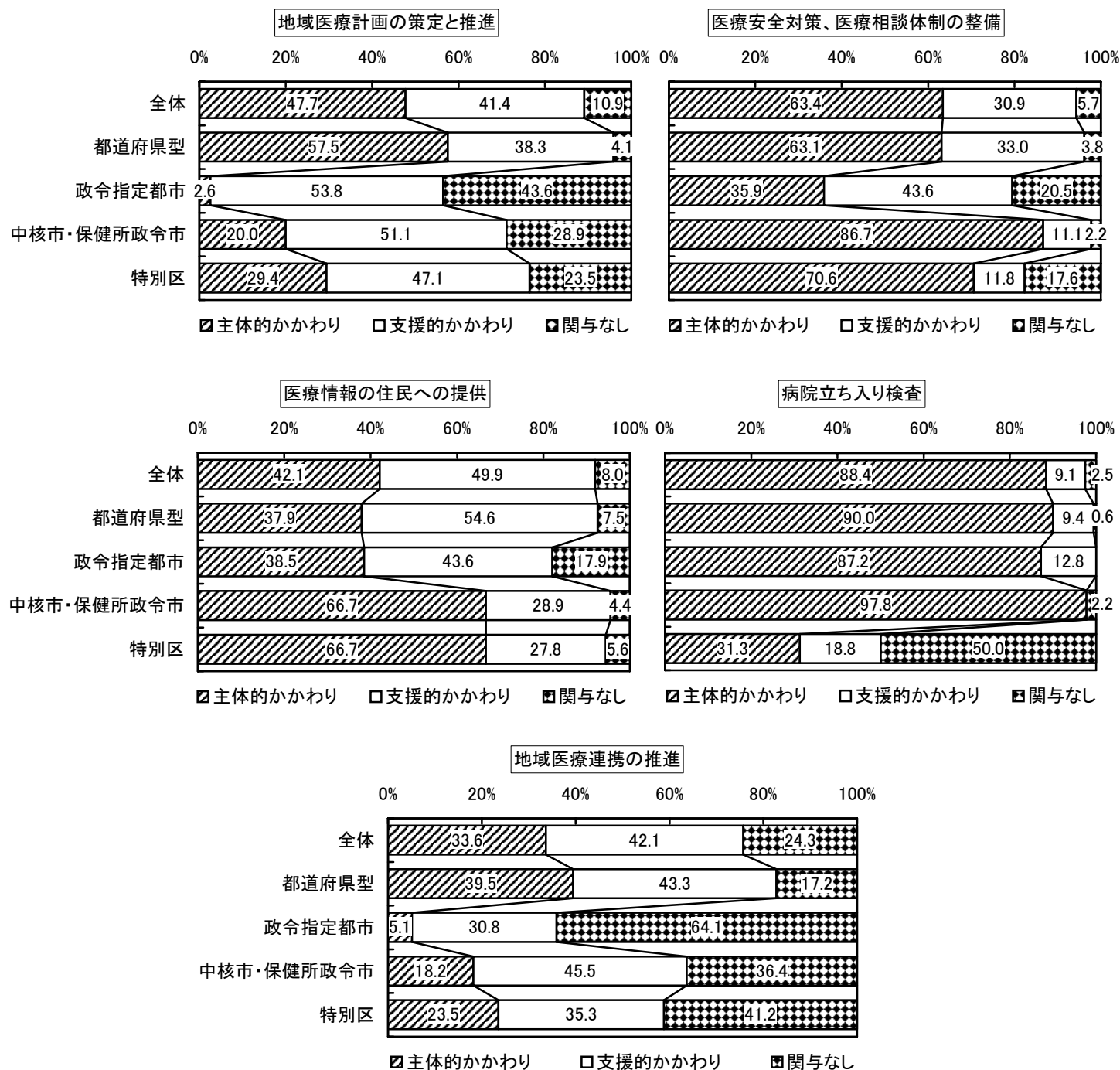
図表2-91 保健所業務の位置づけ(高齢者保健・介護予防)



- 認知症対策：全体の7割が「支援的にかかわり」としていたが、指定都市では主体的にかかわりが38%と比較的高かった。
- 介護予防事業の推進：全体の6割強が「支援的にかかわり」としていたが、指定都市では「主体的にかかわり」が54%と高かった。
- 市町村介護保険事業計画策定・促進：68%が「支援的にかかわり」としていて、保健所のタイプによる大きな差はなかった。
- 地域ケア体制の整備：66%が「支援的にかかわり」としていたが、中核市・政令市では「関与なし」が半数近くを占めた。

⑥医療連携・医療安全

図表2-92 保健所業務の位置づけ(医療連携・医療安全)



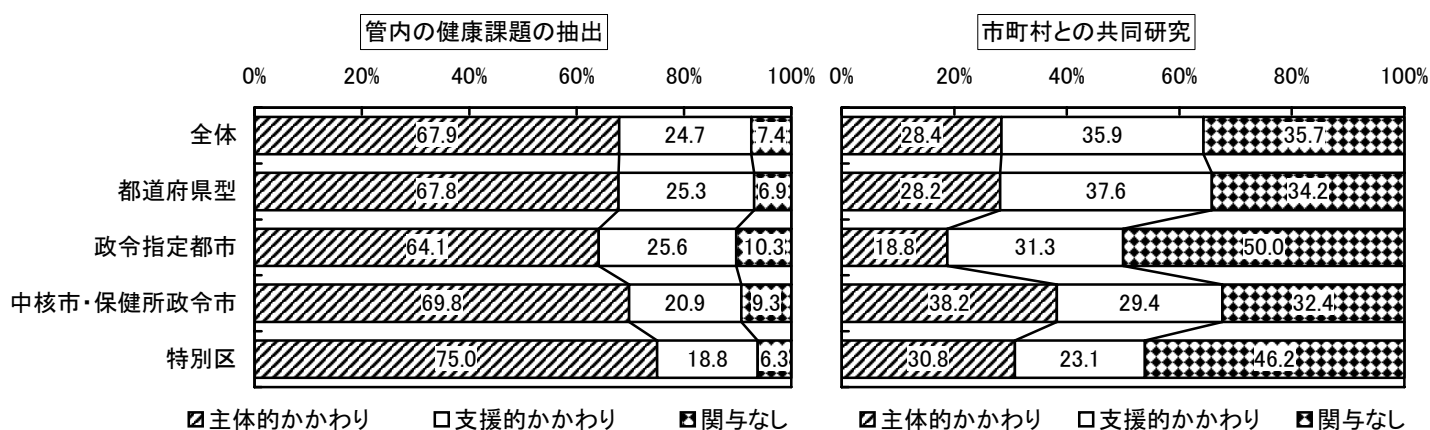
- 地域医療計画の策定と推進：都道府県型では 58%が「主体的にかかわり」、38%が「支援的にかかわり」でほとんどが関与していたが、政令市型では 5 割が支援的、

3分の1は関与なしとしていた。

- 医療安全対策、医療相談体制の整備：全体で63%が主体的にかかわっているが、指定都市では「支援的にかかわり」が44%で最も多かった。
- 医療情報の住民への提供：「支援的にかかわり」が5割、「主体的にかかわり」が4割強で多くの保健所がかかわっており、中核市・政令市、特別区で「主体的にかかわり」が多かった。
- 病院立ち入り検査：88%が「主体的にかかわり」をしており、特別区のみ「関与なし」が多かった。
- 地域医療連携の推進：都道府県型は4割が主体的にかかわり、43%は支援的にかかわっていたが、政令市型はかかわり方が少なかった。

⑦調査研究事業

図表2-93 保健所業務の位置づけ(調査研究事業)

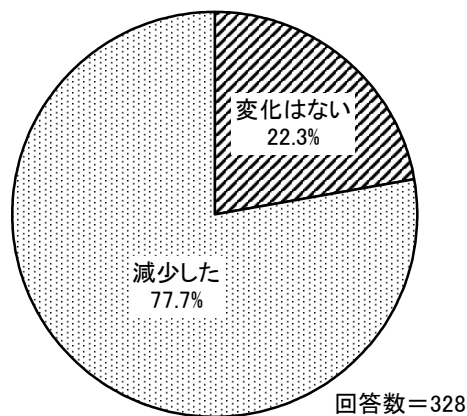


- 管内の健康課題の抽出：68%が「主体的にかかわり」、関与していないのは全体で7%であった。
- 市町村との共同研究：都道府県型では「主体的にかかわり」が28%、「支援的にかかわり」が38%とおおよそ3分の2で取り組んでいたが、政令市型でも同様の傾向であった。

※(41)～(48)は県型保健所への質問

(41)地域保健法施行後の保健所数の増減(問41)

図表2－94 地域保健法施行後の保健所数の増減

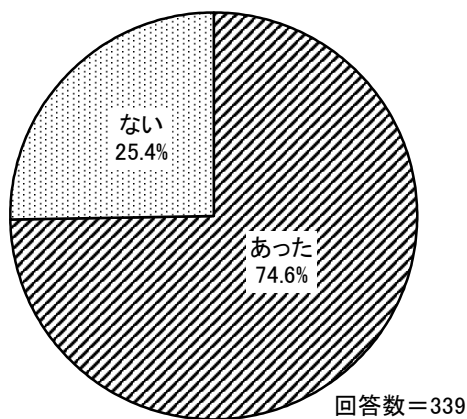


78%の保健所が保健所数が「減少した」と回答している。増加した保健所はなかった。

なお、地域保健法が施行される前の平成8年と平成21年の県型の保健所数を県別に比較すると、減少していないのは1県のみであり、ほとんどすべての都道府県で保健所数は減少している。

(42)平成16年以降、管内での市町村合併(問42)

図表2－95 平成16年以降、管内での市町村合併

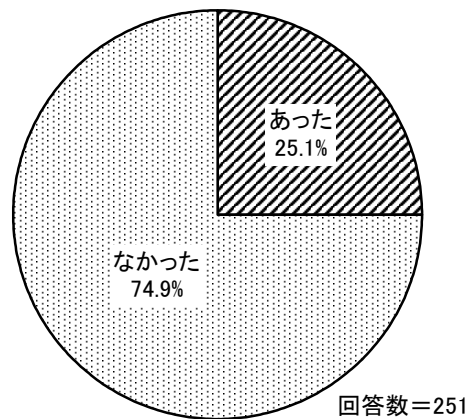


合併があった保健所が 75%で多くの保健所管内で合併があった。合併の結果、管轄市町村が 1 か所になった保健所は 20 か所であった。10 か所以上の市町村数の減少があった保健所が 21 か所あった。

管轄市町村数の平均は、合併があった保健所が合併前 9.1 か所から合併後 4.4 か所に減少し、なかった保健所は 5.2 か所であった。

(43) 合併等の影響による保健所組織の改編(問43)

図表2-96 合併等の影響による保健所組織の改編



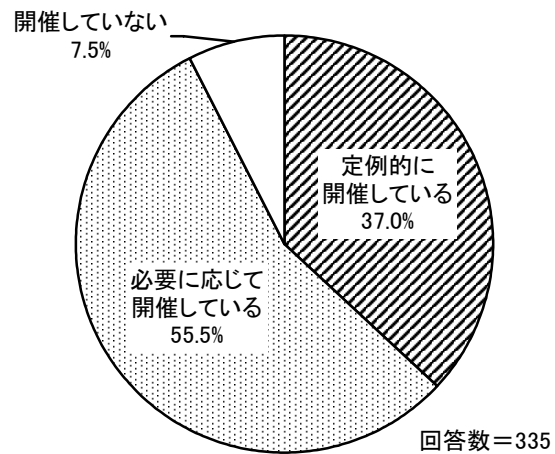
63 か所（25%）の保健所が、組織の改編が「あった」としている。

具体的な保健所組織の改編としては、新たな市の誕生の影響で福祉事務所が廃止されるなど内部機構改変が 27 か所であげられている。保健所の集約・統合、支所の廃止が 16 か所、縮小や職員減が 11 か所あった。また、政令市保健所の設置などによる所管区域の変更が 11 か所となっている。

「1 市 1 保健所となり保健所が所管していた保健医療圏域がなくなった」「権限委譲による職員数の減少で機構が改変された」などの記載もあった。

(44)管内市町村担当部課長会議・担当者会議等の開催(問44)

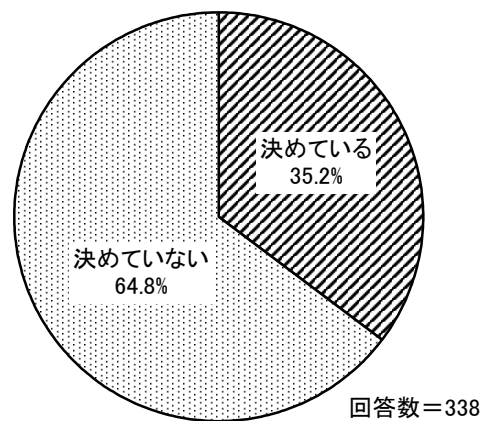
図表2-97 管内市町村担当部課長会議・担当者会議等の開催



37%で定期的に行開催、56%で必要に応じて開催していた。

(45)個別業務以外の市町村保健活動支援の担当者(問45)

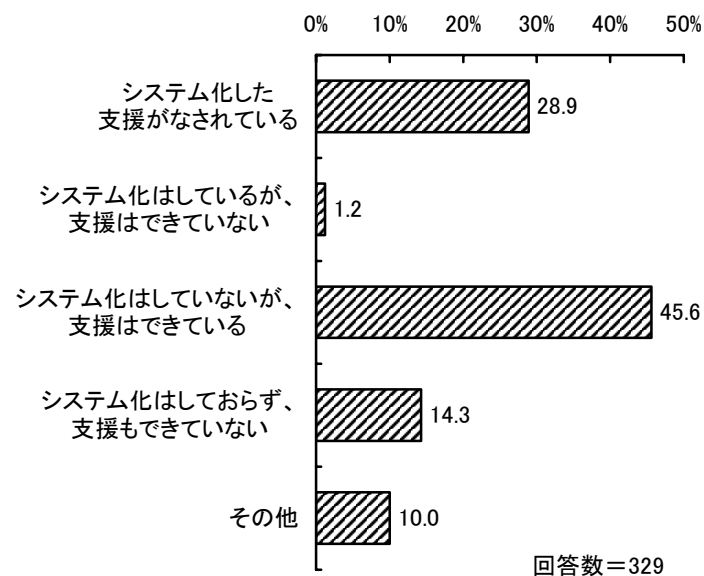
図表2-98 個別業務以外の市町村保健活動支援の担当者



35%が市町村支援の担当者を決めていた。

(46)市町村の地域保健関係職員に対する現任教育の実施(問46)

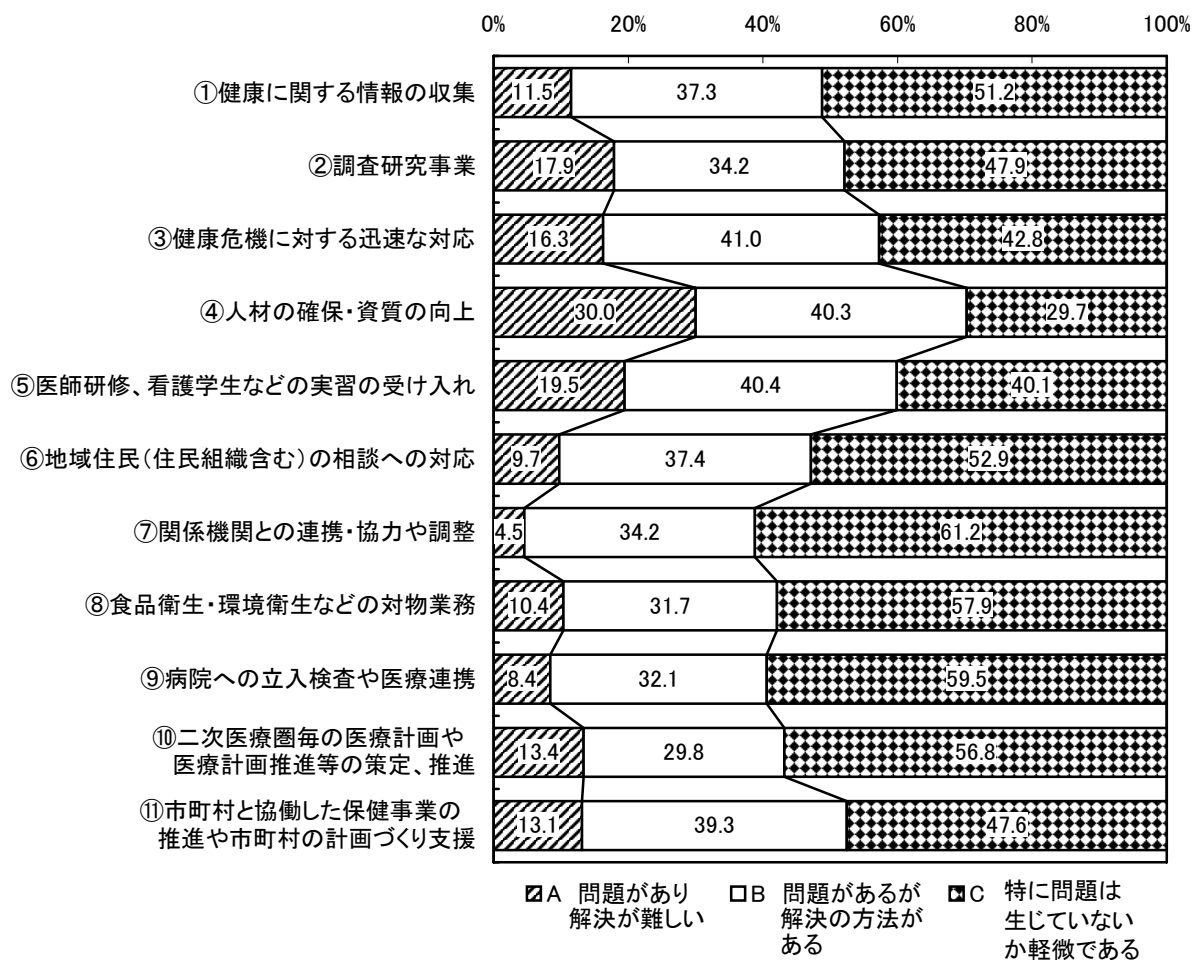
図表2-99 市町村の地域保健関係職員に対する現任教育の実施



29%でシステム化した現任研修を行っていた。46%は「システム化はしていないが、支援はできている」としており、「その他」10%のほとんどは、保健師など一部の専門職の現任教育、研修会の開催など何らかの形で現任研修を行っていると述べていた。支援ができていないとした保健所が14%あった。

(47)保健所数の減少や組織改編、権限委譲による問題(問47)

図表2-100 保健所数の減少や組織改編、権限委譲による問題



いずれの項目も少なくとも4割以上の保健所が「問題がある」としていた。

「問題があり解決が難しい」問題点は、「人材の確保・資質の向上」が最も多く30%の保健所があげていた。次いで「医師研修、看護学生の実習の受け入れ」が20%となっていた。「調査研究事業」は18%、「健康危機に対する迅速な対応」は16%、「二次医療圏毎の医療計画や医療計画推進等の策定、推進」は13%であった。

(48)管内市町村との連携や役割分担での問題点(問48)

基本指針に示されている「市町村の求めに応じて」の規定を中心として、99 か所の保健所から回答が得られた。

「市町村の求めに応じて」に関連して、解釈の問題、人員不足、業務量の増大、保健所との役割分担による協働事業の減少、連絡会議等連携の場の減少等、保健所と市町村の連携が図られにくい現状が多く記載されていた。また、市町村間の格差も指摘されている。権限委譲を受けられない市町村への支援の必要性も記載されていたが、受け皿の市町村への支援の限界や、同時に保健所の役割ではないとして人員削減の対象となったり、専門的支援というより日常業務の支援にとどまっているとした課題も見られた。

同時に、個人情報保護の観点から、実態調査などが実施しにくいとか、市町が実施主体の業務が多い中で、健康や体制についての実態がつかみにくいといった保健所の有する地域診断機能に関する課題も見受けられた。

人材の確保と育成についての記載も見られた。特に保健師の分散配置による連絡体制のとりにくさ、地域を見る目の醸成が不足しがち、統合保健師不在による連絡のしづらさ、保健所と市町村の協働事業の減少による相互理解への懸念等が記載されていた。

一方、そういった現状を踏まえながらも、保健所は地域課題を顕在化していくとともに市町村へ働きかけていかなければ市町村との役割分担は機能しないといった記載や、市町村の求めに応じ指導支援するのではなく、日常業務等の関わりや情報交換を通じ、保健所が積極的に市町村に対し必要な指導及び支援を行うべきであるといった記載も見られた。

また、市町村からの求めの有無にかかわらず専門的助言をすることの明記、重層的な関係を保って業務を推進することが明確に位置づけられることが必要といった、基本指針の見直しを求める記載もあった。

【自由記載のまとめ】

○「市町村の求めに応じて」の規定について

- 「市町村の求めに応じて」の解釈が、自治体同士対等であるという意識から、ヒアリングから意見交換会になったり、予算編成後に相談があったりと、視点が違う。
- 市町村との定期的な会議がなくなり、地域保健事業に関する連携が希薄になっている。

- 市町村支援を実施しているが、市町村の求めに応じた規定もあり、人事課から保健師が多いから実施していると解釈され、人員削減の対象となる。
- 求めてくる内容が専門的な部分ではなく、支援のみにとどまっている。向上が期待しにくい。
- 市町村の人口規模が小さく職員数が少ない状況で、権限委譲を受けられない。
- 小規模町村の自立した保健活動の展開が困難で、保健所としての指導、助言に限界がある。
- 各市町間格差が生じている。市町への具体的な助言も難しくなっている。
- 保健所が検査分析機能を持たなくなったため、地域に対する衛生技術の提供ができない。
- 保健所は地域における広域的、専門的、技術的拠点であることから、その特性を生かし、地域課題を顕在化していくとともに市町村へ働きかけていかなければ市町村との役割分担は機能しない。
- 市町村の求めに応じ指導支援するのではなく、日常業務等の関わりや情報交換を通じ、保健所が積極的に市町村に対し必要な指導及び支援を行うべきである。
- 管内各市との連携を進めていくためには、予防的視点から捉えた地域課題解決の先見性を持ち市町に提供していくこと、先駆的な保健活動等を行っていくための、人員が足りない。
- 保健所機能の中で、求めの有無にかかわらず専門的助言することを明記してあると円滑に推進できる。
- 市町村の主体性を尊重して必要時助言することになっているが、市町村も業務担当性の中では、余程の問題にならない限り、相談することはない。重層的な関係を保って業務を推進することが明確に位置づけられることが必要。

○人材確保と育成について

- 市町村業務の現場の体験が無い保健所職員が増えている。
- 保健師の分散配置は、健康問題を把握し、地域全体の健康水準、健康意識の底上げをするという地域保健活動本来の役割や機能発揮を困難にさせた。また、分散した保健師を総括する保健師がいないことは、その傾向を更に加速させている。
- 統括的役割をする担当課や人がいないため、関係する部署すべてに連絡したり相談しなければならない。
- 市における専門職配置は、ある程度確保されてきたが、現場での人材育成は大きな課題である。また、保健師配置の分散化により、市内部での部門間連携が不十分な状況も見られる。

- 年々市町村との共同事業が減少し、市町村若手職員には、保健所の役割、活用等について十分理解されなくなりつつある。

○権限委譲

- 生活衛生関係業務など一部の業務について、個別に市町に権限委譲を行っているが、委譲済みの市町と未実施の市町が混在しており、今後権限委譲の更なる推進が課題である。
- 精神保健福祉法の措置入院等が中核市への権限委譲の対象となっておらず一貫した措置等の対応に苦慮している。
- 保健所の役割である専門的・広域的な状態を行革の中で強化できない現状がある。

※(49)～(53)は市型保健所への質問

(49)市型保健所の本庁との関係(問49)

図表2－101 市型保健所の本庁との関係(保健所のタイプ別)

		合 計	保 健 所 が 本 庁 機 能 を 持 っ て い る	市 役 所 の 保 健 (福 祉) 部 局 内 に 保 健 所 が 設 置 さ れ て い る	そ の 他
全 体		101 100.0	30 29.7	62 61.4	9 8.9
保 健 所 の タ イ プ	(市型) 政令指定都市	38 100.0	3 7.9	27 71.1	8 21.1
	(市型) 中核市・保健所政令市	45 100.0	17 37.8	27 60.0	1 2.2
	(市型)特別区	18 100.0	10 55.6	8 44.4	0 0.0

※上段＝回答数、下段＝%

指定都市においては「市役所の保健（福祉）部局内に保健所が設置されている」形態が71%と最も多かった。中核市・政令市では「市役所の保健（福祉）部局内に保健所が設置されている」が60%となり、「保健所が本庁機能を持っている」は38%であった。特別区では「保健所が本庁機能を持っている」のが56%と逆転している。

(50) 地域保健法施行後の保健所数の増減(問50)

図表2－102 地域保健法施行後の保健所数の増減(保健所のタイプ別)

		合 計	増 加 し た	変 化 は な い	減 少 し た
全 体		100 100.0	14 14.0	58 58.0	28 28.0
保 健 所 の タ イ プ	(市型)	39	0	32	7
	政令指定都市	100.0	0.0	82.1	17.9
	(市型)	44	14	22	8
	中核市・保健所政令市	100.0	31.8	50.0	18.2
	(市型)特別区	17	0	4	13
		100.0	0.0	23.5	76.5

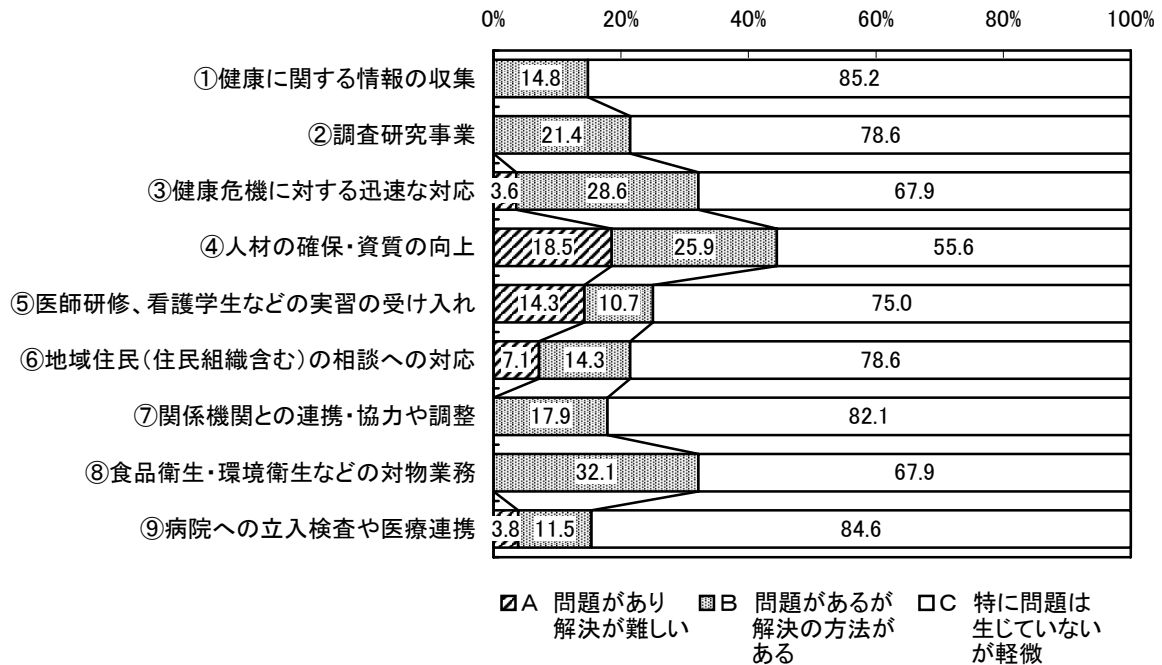
※上段＝回答数、下段＝％

指定都市では「変化はない」が多く、18％で減少していたが、減少したところは『24 か所から 1 か所』『10 か所から 1 か所』『9 か所から 1 か所』など激少幅が大きい。

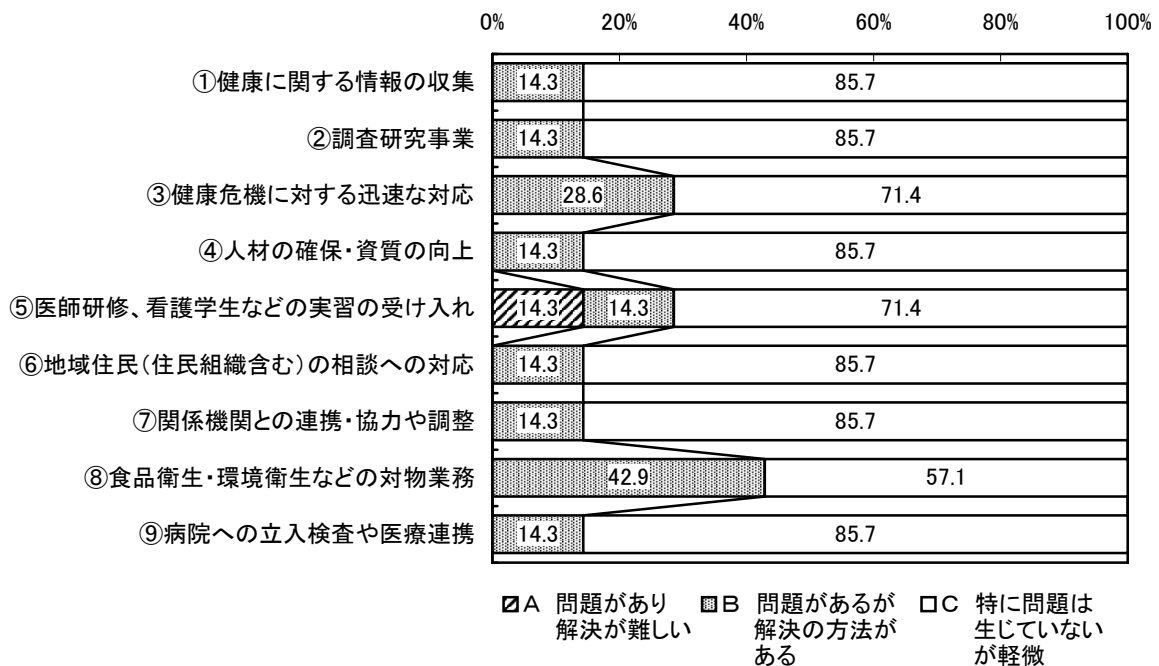
中核市・政令市では 14 か所で保健所の新設があり、32％が増加した。一方特別区を中心に複数の市・区の保健所を 1 か所にしたところが多く、保健所のタイプにより大きな違いがあった。

(51)保健所数の減少や組織改編、権限委譲などによる問題(問51)

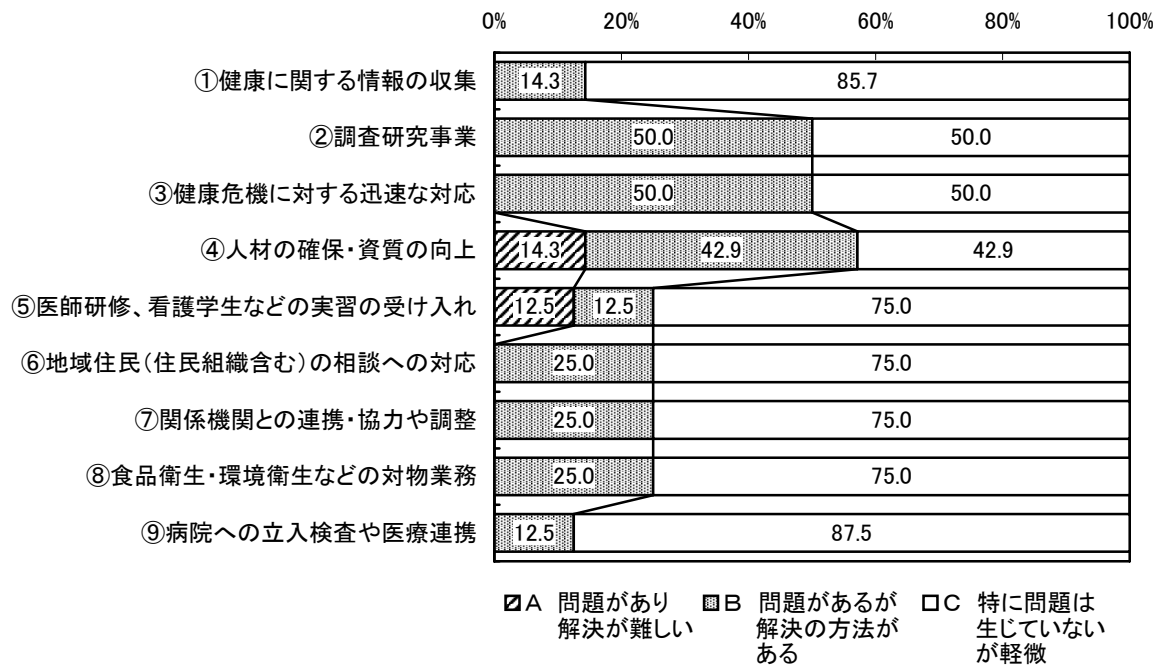
図表2-103 保健所数の減少や組織改編等による問題(全体)



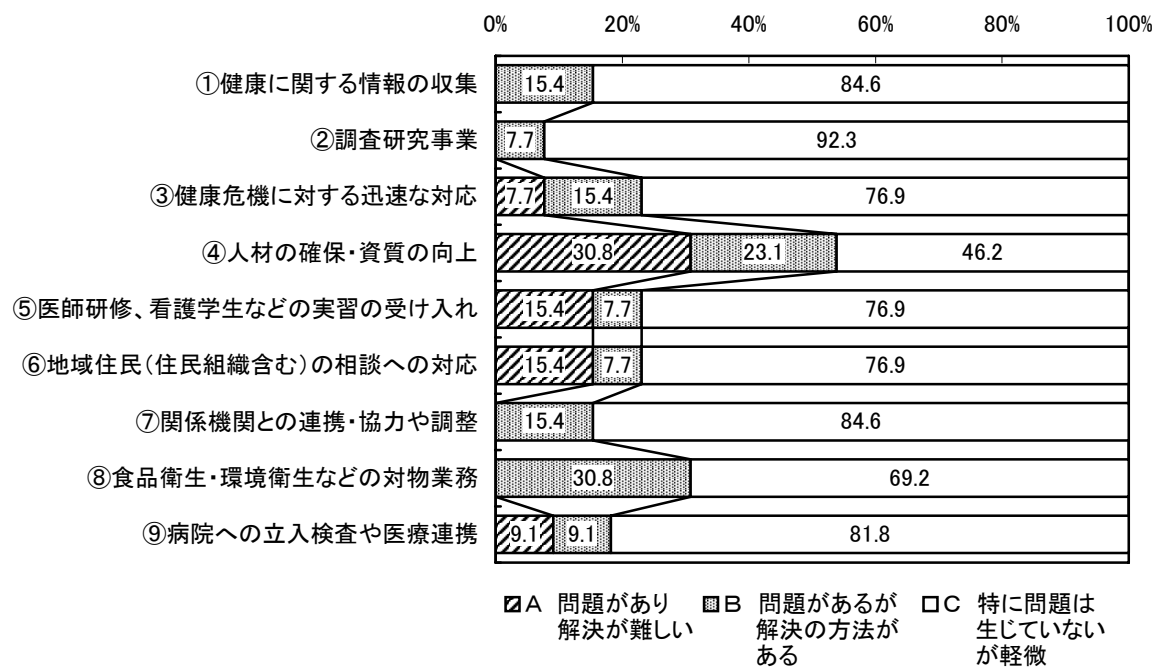
図表2-104 保健所数の減少や組織改編等による問題(政令指定都市)



図表2－105 保健所数の減少や組織改編、組織改編等による問題
(中核市・保健所政令市)



図表2－106 保健所数の減少や組織改編、組織改編等による問題(特別区)

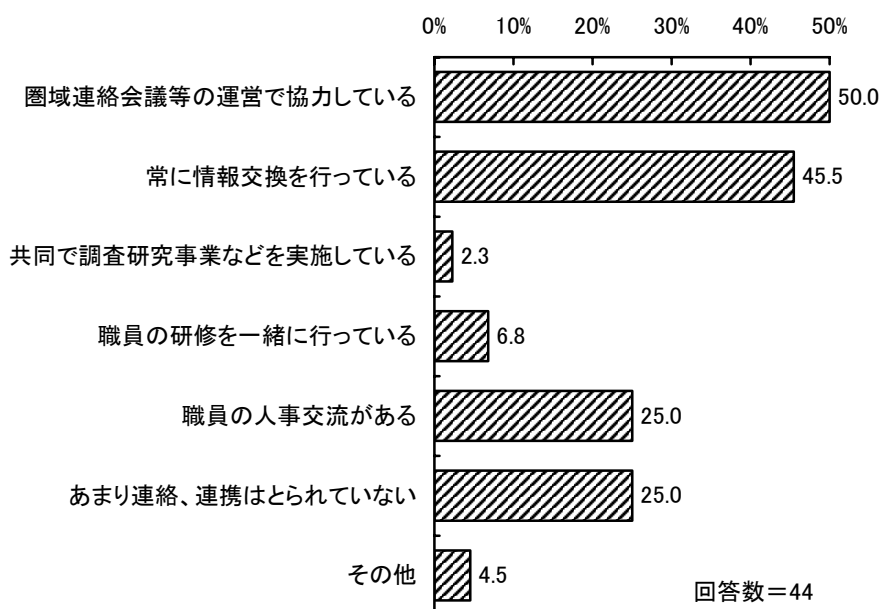


ほとんどの項目が「問題あり」1～2割で、「問題があるが解決の方法がある」もので比較的多かったのが「健康危機に対する迅速な対応」と、「食品衛生・環境衛生などの対物業務」で3割強であった。

「問題があり解決が難しい」問題点は、都道府県型同様「人材の確保・資質の向上」が最も多かったが19%であった。次いで実習受け入れ14.3%であった。「調査研究事業」をあげたところはない。

(52) 県型保健所との関係(問52)

図表2-107 県型保健所との関係／複数回答



図表2-108 県型保健所との関係(保健所のタイプ別)／複数回答

	合 計	圏域 連絡 会議 等 の 運 営 で 協 力 し て い る	常 に 情 報 交 換 を 行 っ て い る	共 同 で 調 査 研 究 事 業 な ど を 実 施 し て い る	職 員 の 研 修 を 一 緒 に 行 っ て い る	職 員 の 人 事 交 流 が あ る	あ ま り 連 絡 、 連 携 は と ら れ て い な い	そ の 他
全 体	44 100.0	22 50.0	20 45.5	1 2.3	3 6.8	11 25.0	11 25.0	2 4.5
保 健 所 の タ イ プ	(市型) 政令指定都市	11 100.0	2 18.2	5 45.5	1 9.1	0 0.0	3 27.3	1 9.1
	(市型) 中核市・保健所政令市	33 100.0	20 60.6	15 45.5	0 0.0	3 9.1	8 24.2	1 3.0

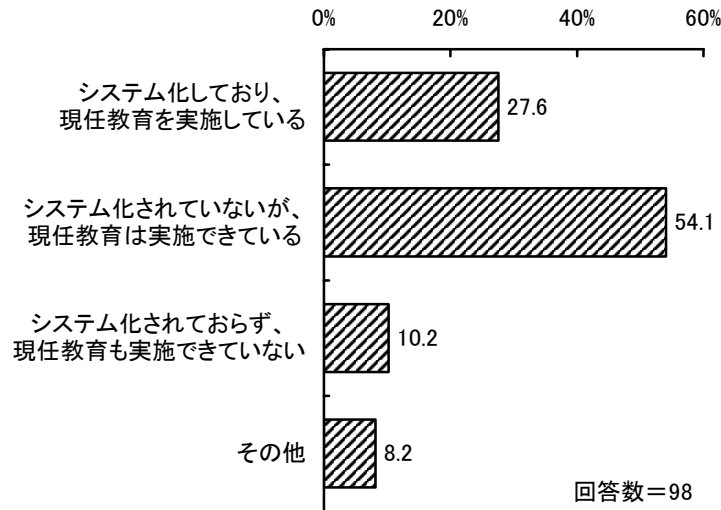
※上段=回答数、下段=%

「圏域連絡会議などの運営で協力している」50%、「常に情報交換を行っている」46%、「職員の人事交流がある」25%、「職員の研修を一緒に行っている」7%、「共同の調査研究事業」2%で、「あまり連絡、連携は取られていない」25%であった。

特別区は同じ二次医療圏内に県型保健所がなく、指定都市と中核市・政令市の回答に大きな差はなかった。

(53) 所内保健師の現任教育のシステム化(問53)

図表2-109 所内保健師の現任教育のシステム化



図表2-110 所内保健師の現任教育のシステム化(保健所のタイプ別)

		合 計	システム化しており、現任教育を実施している	システム化されていないが、現任教育は実施できている	システム化されておらず、現任教育も実施できていない	その他
全 体		98 100.0	27 27.6	53 54.1	10 10.2	8 8.2
保健所のタイプ	(市型) 政令指定都市	37 100.0	17 45.9	19 51.4	1 2.7	0 0.0
	(市型) 中核市・保健所政令市	44 100.0	8 18.2	23 52.3	7 15.9	6 13.6
	(市型) 特別区	17 100.0	2 11.8	11 64.7	2 11.8	2 11.8

※上段=回答数、下段=%

28%でシステム化した現任研修を行っていた。54%は「システム化はしていないが、現任教育は実施できている」としており、「システム化しておらず、現任教育も実施できていない」のは10%であった。

システム化されている割合は指定都市で高く46%であったのに対し、他では1~2割であった。

【保健所に対する調査のまとめ】

全保健所対象の調査で回収率 87%と、多くの保健所から回答が得られた。

- 地域保健法施行後 12 年を経過して、保健所が健康危機管理だけでなく地域住民の健康課題解決に十分な機能を有しているかを知るために行った調査であるが、保健所が様々な問題を抱えていることを示唆された。
- 地域保健法が作られた頃には顕在化していなかった健康問題の発生、地域(救急)医療の確保などでの保健所の役割が拡大しているにもかかわらず、保健所長を初めとするマンパワーが確保されていなかったり、統合組織上の問題が存在していることがあげられた。
- また、二次医療圏に市型保健所を含む複数の保健所がある圏域では医療計画の策定・推進に様々な課題があることが想定された。
- 中核市・政令市保健所の新設や市町村合併は、都道府県型保健所の所管区域の変化(広域化)や業務の変化などに大きな影響を与えていた。
- 保健所業務の位置づけ、保健所機能を発揮するに当たっての問題点は、都道府県型と指定都市型保健所、中核市・政令市保健所、特別区でそれぞれ異なっていた。
- 保健所の課題として管内の広域化による移動、情報伝達、関係機関との連絡調整にかかる手間による非効率化、複数の保健所が 1 つあるいは異なる複数の二次保健医療圏域を所管していることの複雑化、保健所の管轄市町村が 1 つの場合の役割分担の不明確化、市の保健所への依存の問題等、様々な課題が見られた。
- そういった課題に関する様々な意見のなかで、保健所業務を遂行するには、全国一律の職員構成標準モデル(ベンチマーク)の必要性についての記載があり、今後の検討課題の一つであると思われた。
- 都道府県型保健所と市町村の関係には多くの問題があると思われる。保健所の管轄区域が広域になることや市町村支援がシステム化されていない中で、権限委譲や業務分担が一人歩きし、「連携」や地域住民に対する「重層的な関係」が作りにくくなっていることが考えられた。
- また、市町村からの求めの有無にかかわらず専門的助言することの明記、重層的な関係を保って業務を推進することが明確に位置づけられることが必要といった、基本指針の見直しを求める意見もあり、今後検討していく重要な課題と考えられた。